

平成29年第4回土別市議会定例会会議録（第3号）

平成29年12月13日（水曜日）

午前10時00分開議

午後 3時02分散会

本日の会議事件

開会宣告

諸般の報告

日程第 1 一般質問

散会宣告

出席議員（17名）

副議長	1番	谷口隆徳君	2番	喜多武彦君
	3番	大西陽君	4番	村上緑一君
	5番	渡辺英次君	6番	谷守君
	7番	松ヶ平哲幸君	8番	岡崎治夫君
	9番	国忠崇史君	10番	山居忠彰君
	11番	十河剛志君	12番	出合孝司君
	13番	遠山昭二君	14番	井上久嗣君
	15番	粥川章君	16番	斉藤昇君
議長	17番	丹正臣君		

出席説明員

市長	牧野勇司君	副市長	相山佳則君
市立病院副院長	三好信之君	総務部長(併)選挙管理委員会事務局長	中舘佳嗣君
市民部長	佐々木幸美君	保健福祉部長	田中寿幸君
経済部長	井出俊博君	建設水道部長	沼田浩光君
朝日総合支所長	法邑和浩君	市立病院理事務局長	加藤浩美君
教育委員会会長	中峰寿彰君	教育委員会生涯学習部長	村上正俊君

農業委員会
会長

松川英一君

農業委員会
農事
事務局
会長

武田泰和君

監査委員

吉田博行君

監査委員
局長

穴田義文君

事務局出席者

議会事務局長

浅利知充君

議会事務局
議長

岡崎浩章君

議会事務局
幹事

前畑美香君

議会事務局
幹事

駒井靖亮君

(午前10時00分開議)

○議長（丹 正臣君） おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。

これより本日の会議を開きます。

○議長（丹 正臣君） ここで、事務局長から諸般の報告をいたします。

○議会事務局長（浅利知充君） 御報告申し上げます。

本日の議事日程は一般質問であります。

以上で報告を終わります。

○議長（丹 正臣君） ここで、副議長と交代いたします。

○副議長（谷口隆徳君） おはようございます。

それでは、これより議事に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

9番 国忠崇史議員。

○9番（国忠崇史君）（登壇） おはようございます。

第4回定例会に当たり、一般質問をいたします。

第1のテーマとして、農産品のブランド化と多品目化について質問いたします。

私が議員になって丸8年たちましたが、農業問題を正面から取り上げるのは実に初めてのことなので、誤解等ありましたら何なりと御指摘ください。

さて、今年の夏、国会での共謀罪審議の紛糾の陰で、主要農作物種子法廃止がひっそりと決まり、穀物種子管理、農業試験における都道府県の役割が来年度から徐々に縮められることになりました。

私たちの地元在即して考えるならば、すなわち比布町にある上川農業試験場の活動も縮小する懸念があるわけです。つまり、これからは穀物の新品種開発などは民間企業が担うことを想定されることとなりますが、その企業活動もそう活発ではない士別地方では、北海道にかわってどうしても市町村のイニシアチブがこれから重要になるのではないかと思考する次第です。これは情勢の認識として適当かどうかをまずお聞きするものです。

次に、具体的な本市の農業政策に移ります。

本市が多年にわたって行っている独自の農業支援策は、品目でいうと米、てん菜、バレイシヨに限られるのではないかと思うのですが、これらの作付奨励策について、大まかな実態を紹介いただくようお願いします。

また、ほかの農作物の作付を市として奨励したことはあるのかも、わかる範囲でお答えください。例えば、戦前戦中にさかのぼれば、商品作物として麻や亜麻が盛んに栽培されていたなど、時代に応じたトレンドはあるものと考えますがいかがでしょうか。

次に、ブランド化の話であります。道内市町村に目を向けてみれば、現代は夕張メロン、池田ワイン等に始まって上川管内では富良野メロン、当麻町のでんすけスイカ、和寒町の越冬キャベツやペポカボチャなど、市町村ごとのブランド農産物がめじろ押しであります。

本市としてもこれという農産物を押し出したいところですが、例えば良質のアスパラガスがとれても、そのブランド化についてはお隣の名寄市に先を越されてしまった感があります。また、てん菜はすばらしい作付実績を持っていますが、惜しむらくは食卓に直接載るものではありません。そのまま食事に使えるもので士別ブランドの産品を考えたいところですが、研究開発含めそのような動きが本市周辺であるのか否か、御存じの範囲でお聞きしたいと思います。

次に、具体的な品目に絞ってお聞きします。

この8月の議会報告会改め意見交換会で、上士別地区の市民から出た話題にズッキーニのブランド化はどうだろうという話がありました。これはカボチャの一種ではありながら、キュウリやナス、ウリなどに近い不思議な食感と食味があります。ズッキーニは大変品質のよいものが本市ではとれますが、残念ながらレシピの開発がほとんどできていません。しかし、逆に考えたら今のうちにレシピ、すなわち調理方法をしっかり開発し、提案できれば行く行くは本市のブランド作物に育ち得るのではないかと思います。

そこでお聞きしますが、市として近年のズッキーニの作付収穫量とその可能性について分析しているかどうか、お答えください。

ここでつけ加えておきますが、農産物ブランド化の大きなメリットとは、それに挑戦する若手農業後継者が必ず出てくることであります。これまで農業の担い手対策に多種多様の補助金、多額の事業費を費やしてきたわけですが、一番の近道は付加価値の高い作物をつくり、食べていける農業の展望を示すことではないでしょうか。漠然と担い手募集とかけ声を上げるだけでは、正直言って余り効果がないと思います。この点の認識をお聞きいたします。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） おはようございます。

国忠議員の御質問にお答えいたします。

最初に私から主要農作物種子法について答弁申し上げ、農産品のブランド化と多品目化については経済部長から答弁申し上げます。

主要農作物種子法は、国や都道府県が基礎食料である稲、麦、大豆について、すぐれた特性を持つ品種を決める試験を行うほか、農地を指定して種子を栽培し、普及に向けた審査、指導を行い、奨励品種に指定し種子の生産、普及を義務づけるものです。

農林水産省では、種子法を廃止し、都道府県が持つ品種開発のノウハウや施設などを民間事業者に対し提供することで、官民の総合力を発揮して種子の研究、開発を活性化させるとしています。

しかし、種子法の廃止は、種子開発に係る予算の確保にも影響し、原種の保存や育種には人

材や時間、資金が必要で、これまで積み上げてきた基礎研究や原種生産の体制が縮小するなどの懸念があり、北海道のような栽培条件の厳しい積雪寒冷地域対応の種子開発、研究が立ちおくれる可能性もあります。

また、コストや種子の安定供給に不安が残る状況の中、種子法廃止後においても、国や道が主体となり、将来の食料生産を見据えた政策を構築していくことが必要であると考えております。

私が道北市長会で提案した国における主要農作物の品種改良や種子、種苗の生産、供給システムの適正性の確保と北海道における公益にかなった主要農作物の品種改良や種子、育苗の生産、供給体制の存続について、最終的に北海道市長会として本年4月に北海道、6月に国及び北海道選出国會議員に対し要請してきております。

種子は最も基本的な農業資材であり、その方策が農業と食料のあり方を左右し、その中でも主食の種子は食料主権の根幹にかかわるものです。日本は主要農作物種子法の厳しい規制のもとで高品質で安全な農作物の生産と供給を行ってきており、種子法廃止は食料の安全、安定供給に不安が生じるとともに、安全性が未知数である遺伝子組み換え種子の拡散につながることも懸念されます。

今後においても、国や道に対して日本の農業における米や麦等の主要農作物の品種改良や種子供給について、農業者が安定的に高品質な農作物の生産が継続できるよう、優良で品質の高い種子の安定供給に向けた施策について、関係機関と連携し強く求めてまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 井出経済部長。

○経済部長（井出俊博君）（登壇） 私から、農産品のブランド化と多品目化についてお答えいたします。

初めに、本市独自の農業支援策についてです。

本市では、てん菜、バレイショの作付拡大に向け支援をしておりますが、目的は根菜類の面積を増やして、輪作体系の確立を推進するために実施をしております。輪作は作物の生産において極めて重要かつ基本的なもので、根菜類が少ないことが現状の課題であり、単なるてん菜、バレイショの作付面積の拡大に向けたものではなく畑作全体の収量、品質の向上を振興するものであります。そのほかに本市で作付を把握している野菜は38品目あり、その他自家野菜など多種多様な野菜が栽培されております。

農業者が作物を導入する場合の多くは、収益性のある程度確認して始めるため、栽培技術指導や作付拡大時の初期投資に対する補助事業等の活用、また販路拡大のための化学肥料、化学合成農薬を低減する生産技術の習得や新規作物の試験栽培、生産技術の研修など、JAや関係機関と連携して実施しているところです。

また、今までの作付奨励では、グリーンアスパラ、ホワイトアスパラの安定生産の確立に向けた支援を実施してきたところです。

次に、士別市のブランド品目についてです。

本市では冷涼な気候条件を生かしたクリーン農業の取り組みが行われ、カボチャ、タマネギ、ブロッコリー、アスパラ、ズッキーニ等が主要野菜であり、適地適作を推進しながら多品目の野菜が栽培されております。

本市で進めるブランド化については、技術力のあるクリーンで良質な農産物の産地として信頼され、士別市でつくられた士別ブランドの農産物が消費者から求められており、有利販売につながり、産地の魅力として発信することで推進しております。

生産者が高品質で安全・安心な野菜の安定的な生産出荷、栽培技術の向上に取り組み、J A北ひびき野菜特別栽培部会では、生産される特別栽培農産物は、グローバルGAPを頂点に商社や市場関係者から高く評価され、産地としてのブランド化が進んでいるものと考えております。

また、夕張メロン等のように品目を絞ったブランド化の動きでは、つくも4号の特産品化に向け調査研究を進めており、士別市の茶豆としてブランド化も目指しているところです。

次に、ズッキーニのブランド化についてです。

ズッキーニは近年消費が年々増加し、国内での生産量も増え、平成16年度では2,325トンでしたが26年産は7,128トンと10年間で約3倍に増加しています。

士別市では、J A北ひびき野菜特別栽培部会で、化学肥料、化学合成農薬を5割以上低減した特別栽培農産物として22年より本格的に出荷が始まり、近年の作付面積、販売重量としては26年度3.9ヘクタール、162トン、27年度4.7ヘクタール、109トン、28年度4.5ヘクタール、167トンとなっております。26年度の作付実績となりますが、北海道内の作付面積では約半数が士別産のものとなっております、市場では既にブランド化が図られているものと考えています。

次に、担い手対策についてです。

新規に農業を目指す人が描く農業のイメージは、付加価値の高い作物である野菜を栽培する農業が一般的ですが、新規就農者が一人で行う野菜栽培等は小規模になり、生計を立てる上で最低限の所得となります。

一方で、土地利用型の就農では、農地、農業機械、農業施設など営農に必要な生産基盤に多額の資金が必要となるため、準備が整わない新規就農者に対し、就農パターンの一つの選択肢として高収益作物を勧める場合もありますが、最終的には経営の向上を図りながら複合経営や多角経営に移行し、効率的かつ安定的で収益性の高い農業経営になるよう推進する考えであります。

また、担い手募集につきましては、受け入れ農家協議会と協力しながら就農相談会の参加や道内大学等へのPR活動を積極的に行い、地域の魅力を発信し、就農希望者を確保できるよう努めてまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。 （降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 国忠議員。

○9番（国忠崇史君） 経済部長の答弁に対して再質問いたします。

2点ありまして、1点目はズッキーニの件です。

今回ズッキーニを取り上げたのは、議会報告会で意見が出たということもあるんですけども、私保育園をやっている関係でよくいただくんです。ズッキーニ農家さんが持ってきたと。どうやって調理して子供に出したらいいかというのが非常に迷う。食味、食感も独特ですから、子供はなかなか食べつけないものを食べないというか、シイタケなんか食感が嫌だといって残す子もいたり、ズッキーニもなかなか食べられないので、どうやって調理したらいいかというのが、全市的にやはり北海道の半分とれるんだけれども、レシピの開発が進んでいないというところにちょっとアンバランスがあるなと思うんです。

やはり一つは、いい点というのは、低カロリーだということはあると思うんです。きのうの北海道新聞で、愛別町と上川町でビーツ、根菜のビーツを使ってまちおこしをするんだと書いてありますけれども、これ健康増進にいいんだと。私たちの士別市も健康長寿日本一ということで言っていますので、この低カロリーなズッキーニは大いに使い道があるのではないかと。やはり高カロリーだと血糖値も上がりますので、低カロリーなこういう野菜をどんどん使っていくレシピを考える方向で持ってほしいということでコメントいただきたいのが一つと、あと、担い手です。

私が申し上げた趣旨は、いろいろな担い手というのは、もう例えばPTAとか町内会、自治会でも今担い手がいないと言われている。市町村によっては議員の担い手もないと。やはり私は新しいことをやらないと担い手というのは集まらないんだというのが持論なんです。PTAなんかでよく、去年と同じことをやればいから役員をやってくれなんて頼んだら、それだったら今年の役員が来年もやればいいでしょうと言われるんですよね。そのとおりで思うんです。やはり新しいことをやるから若い人が参加してくれと持っていくのが本当のやり方だと思うんです。だから、地域おこし協力隊なんかにも言えることなんですけれども、士別で今こういう新しいブランド化にチャレンジするから、若い人集まれというようなかけ声をかけていかないと、担い手というのも実は出てこないんだというふうに思います。

ですから、そのところをもう一段深めて、やはり全国、全世界に向かって士別で農業をやらないかというときに、こういう新しいことをやるから来てくださいよというふうに、ちょっと訴えかけ方を考えてほしいというふうに思いますので、この点もちょっと一言いただければと思います。

○副議長（谷口隆徳君） 井出経済部長。

○経済部長（井出俊博君） 再質問にお答えいたします。

今のズッキーニの関係ですけども、確かに私も食べ方に関してはそんなに深くたくさん知っているわけではありませんので、今、議員が言われるようなレシピというものに関して、どういった食べ方があるのか、こういったことは少し研究する必要があるのかなというふうにも考えております。

また、今いうズッキーニに関しては、体にいいというようなこともおっしゃられていましたが、そのほかにも作物的にはさまざまに体にいいものがありますので、そういったものも注目しながら今後考えていきたいなというふうにも考えております。

また、担い手の関係ですが、今おっしゃられるとおりに担い手の方々については、やはりいろいろな希望を持って就農をされるというか、希望されてくるというふうにも考えております。そういう意味では、ある程度方向性を固めているわけでは私たちもありません。いろいろなことをやっていただきたいというふうにも考えております。

ただ、北海道の農業としては、やはり土地利用型というようなものがベースにあるというようなことも含めてPRをしながら、また就農相談会等に来られた新規就農者の方々にも説明をし、どういったものを求められているのかといったことを含めながら相談会の中に取り組んでおりますので、今議員おっしゃられたところも踏まえながら進めてまいりたいというふうにも考えております。

以上です。

○副議長（谷口隆徳君） 国忠議員。

○9番（国忠崇史君）（登壇） 続いて、北海道日本ハムファイターズとのパートナー協定について取り上げます。

プロ野球のシーズンは終わりましたが、この冬もファイターズについては話題が満載であります。ドラフト1位として早稲田実業の清宮幸太郎選手を獲得、また、大谷翔平選手がロサンゼルス・エンゼルスに加入するというので、この話題でも持ち切りであります。

私自身は千葉ロッテマリーンズの20年来のファンではありますが、パ・リーグが大好きなので、このファイターズの話題を取り上げたいと思います。

本年5月23日にファイターズ球団社長の竹田憲宗氏が本市にみえて、牧野市長との間で契約期間3年間のパートナー協定を結んだ次第です。協定の文言自体は簡素なものになっていますが、どのような事業を展開していくのか、市民の期待は大きなものがあります。そこで、今後の展開についてざっと見通しを示されたく思います。特に来季、2018年シーズンの展望はどんな状況なのかお伺いいたします。

次に、札幌ドームでの一軍公式選、すなわちファイターズ主催試合において、本市は特産品提供を行っていますが、今までの実績を紹介いただきたく思います。かかった事業費等もお知らせください。また、勝利投手賞でラム肉を提供する意義はどう分析しているのでしょうか。また、そのラム肉を実際に選手らが食べているのだろうか否か、わかる範囲でお答えください。

続いて、他市町村の例を引きますが、空知管内雨竜町が第一奪三振賞に提供している雨竜米は宣伝効果がとても大きくて、札幌ドームのスタンドからも、よし、三振だ、雨竜米だとの声が聞かれるほどです。一方で、本市のラム肉については、試合の前後に場内アナウンス等而言及されるのみです。本市も観客受けを考えるなら、もっと積極的な露出を心がけたいものですが、いかがでしょうか。

最後に、二軍との関係について伺います。ファイターズ二軍本拠地の千葉県鎌ケ谷市からは、8月12日の本市開催二軍戦に、梨など特産品をPRすべくテントの出店がありました。試合が結局雨天中止になり、残念ではありましたが、試合が行われた紋別市と新十津川町では、鎌ケ谷市のテントは人気だったようであります。

そこで、これも何かの縁なのですから、来期は本市としてもファイターズ鎌ケ谷スタジアムに出向き、そこで週末の試合ごとに行われている各種イベントに協力すべきではないでしょうか。考えてみれば、一昨年にはるばる沖縄名護キャンプへと牧野市長やさほっちらが訪問したわけですし、ファイターズが年間を通じて活動をしている各拠点の中で、いまだ訪問していない場所として残るのは今や鎌ケ谷の二軍施設だけであります。この点、検討のほどはいかがでしょうか。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君）（登壇） ただいまの御質問にお答えいたします。

初めに、パートナー協定に基づく事業についてです。

本市と北海道日本ハムファイターズは、本年5月23日、スポーツや観光、食と健康に関する取り組みを連携して行うことにより互いの発展を目指すパートナー協定を締結してまいりました。

協定に基づく取り組みとしては、今年は大変残念ながら中止となったプロ野球イースタン・リーグの公式戦もその一つであります。このほか全道の小学生を対象としたキッズサマーキャンプを本市で開催したところであり、ファイターズ士別後援会などとも連携しながら、万全な受け入れ態勢を整え、対応に当たってまいりました。

また、協定の締結により、キッズサマーキャンプのコーチとして、ファイターズのスポーツ・コミュニティ・オフィサーである全日本代表監督でもある稲葉篤紀さんにもお越しいただいたところでもあります。

今後も小学生を対象とした春のウオームアップキャンプが予定されているほか、次年度は夏のキャンプに加え秋のキャンプも検討されており、スポーツ分野における連携を更に深めて進めてまいります。

更に、食と健康の分野においても、市民を対象としてスポーツに適した食事のあり方を習得するための料理教室などの開催に向け、協議を進めているところでもあります。

次に、公式戦への特産品提供における成果についてです。

ファイターズ公式戦特産品として、平成25年度から羊のまち士別のPRを目的に、士別サフォークラムを第一ヒット賞や勝利投手賞などとしてこれまでに53回提供しており、事業費はこの4年間で53万8,000円となっております。

提供する特産品は球団を経由して受賞選手に送られておりますが、これまで送った選手の奥様から、地元ならではの食べ方を教えてほしいなどの問い合わせもありましたことから、選手にも食していただいていることと思いき、好評をいただいているものとも考えているとこ

ろであります。

また、試合前と受賞者確定時には札幌ドームの大型ビジョンで提供する特産品が紹介されておりますことから、来場者に対しても羊のまち士別のPRにつながっているものと考えております。

ただ、今年度から1試合に提供できる特産品は1自治体1つに限定されておまして、士別サフォークラムの提供は、7月、出産の時期、ラム肉の出荷をできる時期から考えますと7月以降となりますことから、今年においては、パートナー協定を締結した年であることも考慮して、士別での開催となる二軍戦での提供を予定しておりましたが、あいにく中止となり、その後の一軍戦の提供についても検討してまいりましたが、他自治体と競合したこともあって提供には至りませんでした。

今後については、パートナー協定という強みも生かしながら、特産品の提供を初め、さまざまな角度から羊のまち士別を効果的にPRしてまいりたいと考えております。

次に、ファイターズの二軍本拠地との関係づくりについてです。

二軍本拠地の千葉県鎌ケ谷市は、雨で中止となった本市でのイースタン・リーグ公式戦も含め、北海道シリーズ3連戦の会場で、お話にもありましたように特産品の梨を配布しており、一軍本拠地がある北海道との関係づくりを進めておりました。

これまで本市では応援大使事業の一環として、市長は沖縄県名護キャンプを訪問し、大使の選手を激励したほか、日本ハム株式会社の管理栄養士による食育セミナーを行うなど、パートナー協定を締結する前からもファイターズと連携した取り組みを進めておりましたが、今後は協定の趣旨を十分に考慮した事業を行う予定であります。

御提言のありました鎌ケ谷スタジアムでのイベントにつきましては、参加によって得られるべきものやその後の展開などもしっかりと見据えた中で検討すべきものと考えておまして、まずは一軍本拠地である札幌ドームでのPRを行いながら、ファイターズとの連携を更に深めてまいりたいと考えております。

以上申し上げまして、答弁といたします。 (降壇)

○副議長(谷口隆徳君) 国忠議員。

○9番(国忠崇史君)(登壇) 大谷翔平選手も48勝ほどしていますので、ラム肉は1回ぐらいは食べたかなと思ひまして、安心しました。

3番目のテーマですが、気象や災害の情報提供についてで、関連していろいろな話題を取り上げます。

昨日、渡辺英次議員が防災基本計画に沿った質問をされていましたが、私からは気象や災害情報の問題を取り上げます。

まず、災害対応の前提として、本市地域特有の気象について理解しておかなければなりません。この点、印象深い出来事がありました。本年第1回定例会での一般会計教育費補正予算、暖房費について、昨年秋の降雪、根雪が早かったため、学校の暖房費がかさんだとき理

事者から説明があったのです。これは雪が積もると寒いと認識されているということで、当時の気象についてどう理解されているのか少し疑問に思いました。特に農業者なら御存じだと思いますが、雪がないよりはあったほうが気温や地温が高いのではないのでしょうか。

例えばロシアのシベリア地方などは、積雪が少ない分、地中温度が下がり、永久凍土が広がっていますが、対照的に我が上川北部地方は積雪が多い分、その保温性を利用して越冬キャベツなどの栽培が行われています。ですから、この点の気象認識はしっかり再認識いただきたいと思ったのですが、いかがでしょうか。

特有の気象への理解が進まない原因は、アメダスに積雪深の項目がないのも一因です。和寒や朱鞠内、名寄など、近辺の主なアメダスポイントには積雪深の項目があつて、誰でもインターネットで知ることができますし、特に朱鞠内などの積雪についてはよく新聞などで報道もされます。しかし、武徳地区にある士別アメダスポイントと朝日のポイントには積雪深項目が存在しないため、報道もされません。ですから、市民も周辺市町村との積雪の差や、本上市街地と朝日地区との差などを簡単に知ることができません。せめて士別アメダスポイントには積雪深項目を設けるように気象庁に要請すべきではないのでしょうか。

さて、災害対応の話に移ります。

本市には災害時応援協定があり、多数の民間事業者などと万一の際の協力体制について協定しているとのことですが、その内容と参加企業などの概要を伺います。

また、この協定が地震、風水害、大規模火災、雪害、大規模停電など、災害の種類を問わず適用されるものなのかもお聞きいたします。

次に、昨年8月20日土曜日の水害時にはこの応援協定は発動したのかどうかお答えください。

また、以前一般質問で申し上げたので、再論になってしまいますが、このときの市内への情報伝達について反省すべき点があると思われませんが、いかがでしょうか。私自身は被災地であるチューブス川暗渠周辺地域の住民複数から、観月、駅南地区はもっとひどいのでは。市役所か消防署かどちらに連絡すればいいのかわからない。テレビでは避難所情報ばかりで、市内で何件浸水したのかわからない。風呂や洗濯機は使ってもよいのかという声を多く受けました。

本市固有の全市的な有線もしくは無線の放送メディアを持たない弊害がここで出たなど、そのとき痛感いたしました次第ですが、本市としては、現在でもそのような放送メディアは必要ないと考えているのでしょうか。

実は、8年前からこの議場で地域FM局の活用を訴えてきた私ですが、現在では本市中心市街地において、エフエムなよろ「A i r てっし」の入感十分確認できる状態であります。先ほど触れた災害応援協定に同FM局にも参加してもらい、あるいは同局との間に特別な情報提供体制をとる考えはないのでしょうか。この際お聞きします。

次に、公共施設における情報収集媒体についてお聞きします。

最近はどうな公共施設にもテレビのアンテナがついて、管理者がテレビを見ている光景もしばしば目にします。例えば、朝日町北一線地区の少し人家から離れたところにある有害鳥獣一

時保管施設の管理棟についても、テレビのアンテナだけがついております。ただ、今のところテレビそのものはないそうであります。

管理人が仕事中の慰みにテレビを見ること自体を私は否定する気はありません。しかし、防災の観点から見たら、やはり公共施設は災害に敏感であるべきなので、テレビの活用ではなく、具体的にはラジオや防災無線などを備えて、市内の災害情報を正確に入手し、地域に伝える責務があると思います。この点考慮することを促したいのですが、市の姿勢はいかがでしょうか。

最後に、災害対応の話題に付随して、本市公共施設全体が所持しているテレビ台数と負担しているNHK受信料等について、データを示されるようお願いいたします。費用対効果の観点から、受信料に見合った防災情報提供体制になっているかを考えてみたいためでありますので、この際、よろしく申し上げます。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 中館総務部長。

○総務部長（中館佳嗣君）（登壇） ただいまの御質問にお答えします。

初めに、気象にかかわる認識についてです。

本年2月22日に開会された第1回定例会初日において、平成28年度の教育費、小学校維持管理事業費と中学校維持管理事業費における需用費の補正予算の提案に際し、観測史上最も早い根雪となるなど、暖房の使用が早まったことにより灯油や電気の使用料が増加し、予算に不足が生じる見込みとなったと御説明したところです。

昨年の気象状況は、10月20日に初雪を観測し、その後、同月29日に観測史上最速の根雪となりました。雨が降雪となる気温がおおむね3度以下であり、昨年の初雪以降は低温が続いたことから、11月の平均気温は氷点下2度と、過去10年間の11月平均気温2.2度を大きく下回り、暖房器具の使用が早まった状況となったところです。

言うまでもなく、学校における暖房については、児童・生徒の学校生活はもとより、学習面や健康管理にも影響があることから、今後も気象状況に応じて適切な対応に努めてまいります。

次に、アメダスにおける積雪深の項目についてです。

本市における気象台が設置するアメダスは、国忠議員お話しのとおり、武徳と朝日地区の2カ所に設置されていますが、いずれの観測所にも積雪計は設置されていません。このことについて、旭川気象台では、気象観測施設は全国で適正な配置となるよう約17キロメートル四方に1カ所の割合で降水量観測を約1,300カ所設置しており、このうち積雪深の観測については約300カ所で行っているとのことです。

また、積雪計は気象警報等を発表するための監視目的も有しているため、計画的かつ等間隔で観測網を形成するよう整備、配置しており、現状においてはレーダーや衛星、既存の観測網によって必要な観測が実施可能であるため、これ以上アメダスの新設や観測要素を増やす計画はないと伺っていますが、今後とも情報収集に努めてまいります。

なお、本市の降雪量や積雪量については、定時的な公表はしていませんが、除排雪作業に活用することを目的として、独自に市街地と朝日の市内2カ所で計測しているところです。

次に、災害時応援協定についてです。

まず、他自治体との協定としては、稚内市や名寄市など道北市長会構成市である9市と、職員相互の派遣や食料、飲料水、生活用品の供給などについて締結しているほか、友好都市であるみよし市とも協定を締結しています。

また、企業等との協定としては、建設協会や管工事業協同組合、電設業協会などと被災場所の応急処置と復旧のほか、ポンプや発電機などの資機材の供給、貸与について協定を締結しているほか、市内福祉施設や宿泊施設とは福祉避難所としての活用など、現在24の企業等と協定を締結しており、災害の種別にかかわらず、基本的に全ての災害時に協定に基づく応援、協力をいただける体制となっています。昨年の災害時においては、被災場所の応急処置や復旧、ポンプや発電機の供給などについて、この協定に基づき協力していただいたところです。

次に、市民への災害情報伝達についての御質問です。

昨年の一般質問でもお答えしたとおり、市民への情報発信については、人命や市民の財産などを守ることを優先し、警報等の発表や避難情報などの発信に努めたところであり、被害状況については直接的に周知する取り組みは行いませんでした。地区ごとの詳細な被害状況等については、他の応急対策の緊急性や優先度等を総合的に勘案し、そうした情報の提供、共有が必要と判断した場合は、防災行政無線やさほっちメール、LINE、自治会の担当者へのメール配信などにより、正しい内容で情報が伝わるよう努めてまいります。

次に、地域FM局の活用についてです。

地域FM「Airてっし」に関しては、以前に比べて市内でもクリアに聴取できるエリアが拡大していますが、以前にもお答えしているとおり、朝日地区や温根別地区など全市的に聴取するためには中継局の設置が必要であり、相応の費用負担も生じることになります。Airてっしは防災以外の面でも有効な情報伝達媒体になると思います。名寄市においても災害情報の発信は限定的であると伺っており、費用負担や全市民が聴取できない課題もあることから、現状においては災害時応援協定や特別な情報提供体制等を構築することは難しいと考えています。

次に、公共施設におけるテレビの設置に関してのお尋ねがありました。

現在把握している公共施設におけるテレビの設置台数については、指定管理施設を除いて、本庁舎や朝日総合支所、各出張所など41施設で55台を設置し、その受信料は予算ベースで総額79万1,000円となっています。このうち、サンライズホールや多寄研修センターなど指定避難所としている施設もあり、情報収集手段としてテレビを活用する必要があると考えています。

一方、ラジオによる情報収集も有効な手段であることから、備蓄資材として今年度で10台購入したところであり、今後避難所開設時に活用してまいります。テレビの活用については、避難に関する情報や避難所開設情報を北海道防災情報システム、Lアラートに入力することで、NHKはもとより民放各社へも情報発信され、この情報がテレビ画面に表示されることや、データ放送で警報の発表状況や降雨量などの天気予報の情報収集も防災対策においては非常に有

効な手段であると考えます。

費用対効果のお話もありましたが、以上のことからテレビを初めとしたさまざまな媒体からの情報収集に努め、必要な情報提供を行うとともに、ラジオは停電時において有用なものであることから、総合的な視点による情報収集手段のあり方について、今後とも調査、研究してまいります。

以上申し上げ、答弁とします。 （降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 国忠議員。

○9番（国忠崇史君） 2点再質問いたします。

まず、積雪、降雪の情報です。今、雨の場合はゲリラ豪雨なんていうのも増えていますし、できればアメダスポイントも細かくしてほしいとは思いますが、気象庁のほうでできないということで、市のほうで多分天塩川沿いのめぐみで計測していると思うんですが、降雪量ですね。私は、計測しているならホームページなどで公表すべきではないかと思うんです。

グリーンベルト沿いに気温計が液晶で設置してありますよね。わざわざあれを見に行く人も、私も見に行くんですけども、わざわざ見に行って、今マイナス10度あるとかと見に行く人もいるぐらいで、結構市民は、きょう何センチ積もったんだろうという関心はあると思うんですよ。関心はあるし、やはり朝日は例えば20センチで、土別の市街地は35センチだとかと、そういう比較も皆さんしたいと思うんです。そうした上で、独特の天気だねというふうに話すので、やはり名寄とか朱鞠内のデータを見て土別のきょうの積雪ははかれないですよ。

だから、ぜひ計測しているんだったら何かの場で公表していただきたいということを申し上げますので、それについてコメントをいただきます。

もう一点がテレビとラジオの関係。きのう渡辺議員のほうで、雪害で停電した場合の避難所というようなことについて言及があったんですけども、停電したら、テレビを乾電池につないでテレビ見られるかということ、見られないんですよ。テレビに土別市は避難所開設しましたと出ますけれども、テレビが見られなかったら、さほっちメールしかないのかという話ですよ。

避難所に今ラジオが10台、全然足りないですよ。公共施設のテレビは55台あるのに、避難所のラジオは10台ということで、今ラジオなんか乾電池なくても手回してラジオを聞けたりしますので、これラジオの台数はやはり増やすべきではないかということを申し上げますので、それについて可能性をお答えいただきたいと思います。

以上です。

○副議長（谷口隆徳君） 中館総務部長。

○総務部長（中館佳嗣君） 国忠議員の再質問にお答えします。

まず最初に、積雪の情報につきましては、市内においては、下水処理場において流雪溝の管理委託をしている業務の一環として降雪量、積雪深の測定を行っております。こういった情報につきましては、毎週行っている庁議でも報告を受け、そういった庁議の会議録としてホーム

ページ等では公開しているところではありません。

ただ、アメダスの調査方法、いわゆる前日の積雪深との差という降雪量と、本市独自で行っている積雪の調査は、いわゆる朝一旦降雪の雪の量をはけて、実際に降った量というはかり方で、そういった意味では、多少アメダスと比較するときにはちょっとわかりにくい部分があるのかなというふうには思っております。

国忠議員お話しのとおり、ある意味目安として市民の方に情報提供という意味で、ある一定期間ごとに情報提供するということは十分可能だと思いますので、その点は工夫して行っていきたいと思いますが、そこら辺のアメダスと同じで、その情報を比べてどうこうということは、誤解を招かないようにとちょっと注意も必要かなというふうには思っておりますので、その点ちょっと工夫をさせていただきたいというふうには思います。

それから、ラジオの整備につきまして、先ほど答弁で今年度10台整備したということで申し上げます。本年3月に策定をいたしました士別市災害時備蓄計画、これは5カ年の計画であります。この中でも防災のラジオについての整備、計画を持っております。この中では、5カ年で順次整備をして、防災ラジオについては29台の整備をするという目標で計画的に行っていくという考えであります。

以上です。

○副議長（谷口隆徳君） 国忠議員。

○9番（国忠崇史君） ぜひラジオについては前倒しで整備していただくよう、この機会にお願い申し上げます。

以上で終わります。

○副議長（谷口隆徳君） 2番 喜多武彦議員。

○2番（喜多武彦君）（登壇） おはようございます。

第4回定例会に当たりまして、一問一答にて質問をさせていただきたいと思っております。

まず初めに、出生率向上に向けた支援対策について伺いたします。

本市のまち・ひと・しごと創生総合戦略において、人口の将来展望、目指すべき将来の方向性を踏まえ、国の長期ビジョン及び本市の人口動向や分析などを考慮し、本市が将来目指すべき将来人口を展望しますとあり、一つには、人口推計の考え方の中で、合計特殊出生率、現在の出生率1.36が、国の長期ビジョンと同様、2020年に1.50に、2030年には1.80に、2040年には2.1までに上昇させることを目指しますとありますが、国の長期ビジョンと同様の目標にした理由と根拠を伺います。

子育て日本一を標榜する本市において、子供の出生率向上とあわせ、妊娠期から子育ての一体的支援は大きな課題ではあります。昨年の4月より環境整備が導入され、一定の成果も上がっていると思われ。その現状をお伺いいたします。

出生率向上にとっての不安で、子供は産みたいが生活のため働かなければならない。しかし、現在本市では出生後、保育施設に入所させたいが、入所できないのであれば出産を控えなけれ

ばならないと考える家族もいるが、待機潜在者はどれくらいいるのか把握はしているのかをお伺いいたします。

保育施設での保育士不足は本市のみならず全国的な課題であり、早急な解決が求められています。保育士確保に当たっての現状と対策を伺い、この質問を終わります。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 喜多議員の御質問にお答えいたします。

初めに、合計特殊出生率の根拠についてです。

本市が掲げるまち・ひと・しごと創生総合戦略における人口ビジョンは、国の長期ビジョンと同様に2060年を見据えた長期展望です。国は2008年に始まった人口減少に対し、今後対策を講じて歯どめをかけなければ減少が加速的に進み、その影響で消費や経済力の低下、地域経済の維持など、日本の経済社会にとって大きな重荷になると予測しています。

国の推計では、2030年から2040年ころに出生率が2.07まで回復した場合、2060年において総人口1億人程度を確保できるとしており、人口減少に歯どめをかける水準として出生率2.07を掲げています。本市においては、国の水準を基本に、2060年の目標人口を1万1,000人として出生率を定めたところ です。

次に、妊娠期から子育て期にわたる一体的支援の現状についてです。

本市は、妊娠期から子育て期にわたるまでのさまざまなニーズに対して総合的相談支援を提供するワンストップ拠点として、平成28年4月から子育て支援センターゆらにおいて子育て世代包括支援センター事業を行っています。事業を開始するに当たり、新たに保健師や子育て支援員を配置し、保健福祉センターや医療機関など必要に応じ関係機関と連携を図りながら、保護者や子供の健康や発達に関する支援、予防接種や医療に関する相談、そして妊娠期から育児のそれぞれの時期における不安解消や孤立化の防止など、さまざまな視点での支援に努めています。

また、母子健康手帳の交付を初め、妊産婦交通費助成や出産応援券を交付する、いわゆるハッピーマタニティ事業の申請などの手続きのほか、プレママ・プレパパ講座やマタニティスクール、妊娠中の方とパートナーを対象とした講座の開催など、さまざまな交流事業や学習活動を展開しており、特にマタニティスクールに参加された方からは、出産後も利用したいとお話もいただき、実際にも御利用いただく保護者も多いことから、これらの活動が妊娠期から育児期までの切れ目のない支援につながっていくものと考えています。

妊娠期から育児期までの間は保護者にとって悩みの多い時期であり、初めて出産を迎える方はなおさらのことと存じます。このようなことから、今後も子育て支援センターゆらが、初めての方でも気軽に安心して集え、出産や育児に関するさまざまな相談ができる居場所となるよう、その周知を含め取り組んでまいります。

次に、保育施設における待機者の現状についてです。

現在、市の保育園の状況は、あいの実保育園と北星保育園は定員を満たしており、あさひ保

育園は2人の入園が可能となっています。そこで、市の保育園における待機者につきましては、あいの実保育園と北星保育園において合わせて14人おられ、その内訳といたしましては、全ての方が、北海道が提示している入所可能な保育施設があるものの、特定の保育園の入所を希望し待機されている児童、いわゆる潜在待機児童であり、その保護者の方にはあさひ保育園や認可外保育園、幼稚園や認定こども園等の御利用を御紹介しているところです。

次に、保育士確保に当たっての現状と対策についてです。

市の保育園における保育士数については、いずれも国が定める職員数は満たしておりますが、市が保育の質を高めるため、独自基準として加配している嘱託保育士と非常勤保育士に不足が生じていることから、現在ハローワークや新聞広告、市のホームページやフェイスブック、更には名寄市立大学のフェイスブック活用による職員募集に加え、保育士養成学校やその教員に直接依頼しているほか、過去に保育現場を経験している方への声かけ等を行っているところですが、確保は難しい状況です。

また、市全体の保育環境に大きな役割を果たしていただいている認可外保育園や僻地保育園、幼稚園、認定こども園も保育士や教諭の確保が難しい状況が続いているとお聞きしており、各施設とも多様な保育ニーズに対応するため、さまざまな工夫の中で受け入れを行っていただいている状況です。

保育士不足の問題は、議員お話しのとおり全国的な課題でもあり、国も人づくり革命の政策として保育士の処遇改善策を打ち出していますが、本市の保育環境の整備には、先ほども申し上げたとおり、市の保育園のほか認可外保育園や幼稚園、認定こども園などの安定的な運営が重要と考えておりますことから、今後の保育士確保対策といたしましては、国や道の動向も注視しつつ、今年度北海道が開設した潜在保育士の登録を行う保育士・保育所支援センターのシステムを活用した募集活動を行うとともに、認可外保育園や僻地保育園に対しては、保育士の処遇改善につながるような運営補助金や委託料の基準の見直しを検討するほか、幼稚園や認定こども園に対する施設型給付費に対する処遇改善加算を継続し、今後も子供たちが安心して健やかに育つことができる保育環境の整備に努めてまいります。

以上申し上げ、答弁といたします。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 喜多議員。

○2番（喜多武彦君） 再質問をいたします。

妊娠期から子育て期の一体的な支援ということで、ゆらにおける成果を今御回答いただきました。ワンストップの拠点ということで、非常に利用されている方の評価が高いということも伺ったわけですが、もう一点、多種多様なサービスと申しますか成果が挙げられたわけですが、もう一点だけ、病児保育について少し伺いというか、今後恐らく病児保育についても出てくるのではないかなというふうに思うんですが、その辺の今後の対策については、何かあればお聞かせいただきたいと思っておりますけれども。

○副議長（谷口隆徳君） 田中保健福祉部長。

○保健福祉部長（田中寿幸君） 再質問にお答えいたします。

病児保育につきましては、今、子育て支援事業計画等々のアンケート調査結果におきましても、多くの保護者の方が、病気になったときについては御家族で面倒見たいんだというようなお話も承っております、市のほうでもそのニーズの把握等々をこれからしていかなければならないというふうに考えておりますけれども、子ども・子育て会議等々においても、そういった部分についてのニーズについてはお話を伺っていないということが一点あります。

また、この病児保育を整備するということになりますと、当然医療機関、これとしっかり連携してそこにつないでいく体制整備、また看護師ですとか専門職の確保、更にはその施設の部分については、やはりほかの子供たちへの感染の予防と防止というような観点から、玄関、手洗い、トイレ等々、しっかりとさまざまな種類ごとに部屋を備えた保育環境を整備する必要があるということがありますので、課題も多いということですので、今後、本市において病児保育の取り組みが可能かどうか、その必要性を含めまして今後さまざまな角度から検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（谷口隆徳君） 喜多議員。

○2番（喜多武彦君）（登壇） 2つ目の質問に入ります。

2つ目は、介護における支援対策について伺いたいと思います。

昨年も介護離職対策について一般質問をいたしました。再度、数値の確認など幾つか伺います。

アベノミクスの第三の矢のもと、介護離職ゼロは親などの介護のために仕事をやめざるを得なくなる人をゼロにしようとする目標であり、安心につながる社会保障の充実を目指すスローガンであります。

現在、介護離職者は全国で約10万人と言われております。介護離職すると、収入が減ったり社会とのつながりが途切れて孤立したりといった可能性が高まるため、仕事と介護の両立ができる環境整備が求められています。介護のために仕事を休んだり早退を申し出ることで、配置転換や降格があるという問題も指摘されております。

本市においても数値は高くなくてもゼロではないと思いますが、介護離職者数や介護しながら働いている人の数や年代、性別、介護期間などの現状把握をされているのか伺います。

また、介護施設事業所の従事者、スタッフ不足により空きベッドが生じていますが、その数値及び入所待機者数など把握されているのかを伺いたいと思います。

従事スタッフの不足は本市のみならず全国的に課題であることは周知のとおりであります。対策など喫緊の課題でもあり、方策として外国人就労者をスタッフとして受け入れる施設も全国的に増えている現状の中で、本市の施設での状況はどのようになっているのでしょうか。また、今後スタッフとして従事させた場合の対応、支援策などを考えているのかを伺います。

外国人就労スタッフに従事させることで、一定の施設運営、維持ができ、入所待機者が減る

のであれば望ましいことではありますが、一方で文化の違いやホームシック、言葉、ニュアンス、微妙なすれ違いなどが起きることが考えられますが、対応や支援などを考えていく必要があると思いますがいかがでしょうか。

また、施設に入所ができなく、やむを得ず本市を離れ、身内のもとへ行かれる方も出てきている現状をどうお考えでしょうか。ふるさと士別に愛着を持たれ、知人、友人のいる士別で入所をしたいが現実には難しく、結果、人口減、空き家という二次的影響も出ております。これに対する対策、支援を伺います。

最後に、国の制度など刻々と変わる中において、本市現有スタッフがその理解と対策に追われ、負担が増えていると思われませんが、職員の数は適正とは思われますが、増員されながら、健康長寿日本一をより強固にする必要もあると思われます。その点を伺いながらこの質問を終わります。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 田中保健福祉部長。

○保健福祉部長（田中寿幸君）（登壇） ただいまの御質問にお答えいたします。

初めに、介護離職者数やその現状についてです。

介護離職者については正確な状況を把握することはできませんが、第7期士別市高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画の策定に当たって、国から指定された調査内容、方法に基づき、本年4月に要支援、要介護認定をお持ちで在宅生活をされている比較的介護サービスの利用回数の少ない82名の方とその主な介護者を対象に、介護支援専門員が直接聞き取る方法で、介護離職者の実態把握を目的とした在宅介護実態調査を実施し、有効回答数は73人となりました。

その調査結果では、まず、親族の介護を理由に過去1年以内に離職や転職などをした方は3名で、全体の約3%であり、その内訳としては男性1人、女性2人で、全て60歳代の方となっており、その介護の具体的な内容については回答がございませんでした。

一方、介護しながら働いている方は32人で、全体の約43.9%であり、男性が10人、女性が22人で、勤務体系はフルタイムが21人、パートタイムが11人であり、20代、30代が各1人、40代が5人、50代が10人、60代以上が一番多く15人でありました。

なお、介護期間については今回の調査対象には含まれていなかったため、把握はできていないところです。

次に、介護従事者不足による空きベッド数についてですが、本年10月末現在で合わせて4施設で40床のベッドが休止中であり、その内訳としては、老人保健施設で28床、グループホームで9床、有料老人ホームで3床であり、一方、入所待機者数は老人保健施設で約28名、グループホームで6名、有料老人ホームで18名となっています。

このほか、特別養護老人ホームでは、在宅で待機されている方が37名となっていますが、その待機者の状況をお聞きしたところ、すぐに入りたいという方は2カ所の特別養護老人ホームで合わせて8人おりましたが、そのほかの施設においてはおられないとの報告を受けています。

待機者への対応といたしましては、介護度や緊急性、身体状況により優先順位を定めて、優

先度の高い方から入所を進めることとなりますが、入所が可能と御連絡をさせていただいても、本人や御家族の希望により引き続き在宅での生活を希望される方や、ほかの施設に重複して申し込みをしている方もおり、既に他の施設に入所している方など、待機者であってもすぐに入所可能な方ばかりではない状況も見られることから、実際の待機者数は少ないものと判断しています。

次に、外国人技能実習制度に向けた市内事業所の状況についてです。

外国人技能実習生は、現段階では、早ければ来年4月から市内4事業所で合わせて10名の外国人実習生を受け入れる予定とお聞きしています。

外国人実習生の受け入れに当たっては、管理団体等が仲介となり、あらかじめ軽度な日本語教育等を一定期間行い、その後、市内の介護施設での実習が始まることとなっていますが、喜多議員お話しのとおり、文化の違いや言葉、ニュアンス、微妙なすれ違いなど、異国の地で生活する不安からホームシックに至るケースなどもあるとお聞きしています。

国もこのような問題に対応するため、本年10月に介護職種の技能実習生の受け入れに関するガイドラインを定め、事業所に対する指導として、外国人実習生のメンタルヘルスケアや、国民性、価値観、宗教観等の相互理解に努めることや、生活指導員を配置し、定期的な面談の機会や、他の施設の実習生との交流機会を創設することなどを盛り込んでおり、本市の受け入れ事業所もそのガイドラインに基づき対応することとなります。

また、事業所には、外国人実習生の受け入れのために、管理団体への研修費や受け入れに要する費用負担のほか、居住地の確保、更には外国人実習生の語学力を1年以内に日本語検定3級レベルまでに向上させることなども義務づけられていることから、市といたしましては、その支援策として、受け入れ事業所に対し、外国人実習生の受け入れ費用等への一定額を支援する助成制度のほか、市主催の日本語教育研修会等の定期的な実施を検討しているところであり、その研修会等を通じて実習生相互の交流等を図り、メンタル面の支援にもつなげていきたいと考えています。

次に、市内の施設に入所ができずに市を離れる方への対策、支援についてです。

市内の施設に入所できずに市を離れた方の状況ですが、介護保険制度では、利用者が在住していた市町村を離れ、他市町村の施設に入所した場合、在住していた市町村が介護サービス費用を負担する住所地特例制度があり、本市でその制度の対象となっている方は多くおられます。その理由としては、親族が在住する市町村の施設への入所希望をされた方などもおられますが、施設入所に急を要するにもかかわらず、市内の入所施設に空きがないため、他市町村の施設に入所している方もおられますことから、市内施設の空きベッドをなくして、利用率を上げることが重要なことと考えています。

そのためには介護従事者の確保が必要不可欠であることから、市といたしましては、各施設との情報共有、連携を図りながら、外国人実習生の受け入れに対する支援のほか、介護従事者確保のための研修や助成制度など、さまざまな施策を実施及び検討しているところです。

しかしながら、市の入所施設の定員にはおのずと限りがありますことから、市内での生活を希望されている方については、できるだけ住みなれた地域の中で在宅での生活が可能となるよう、まずは介護が必要な状況にならないよう介護予防支援の充実を図るとともに、介護サービスや生活支援、さまざまな社会資源も活用しながら支援する地域包括ケアシステムが重要であり、その構築に向け鋭意努めてまいります。

最後に、職員数についてですが、市では健康長寿日本一を目指すため、介護保険課、地域包括支援センター、保健福祉センター、いきいき健康センターを包含する健康長寿推進室を設け、さまざまな施策に取り組んでいるところであり、現段階においては現在の人員配置のもと、各課連携により業務を遂行できるものと判断しています。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 喜多議員。

○2番（喜多武彦君）（登壇） 最後、3つ目の質問を行います。

地域資源を活用した学校教育推進事業についてお伺いしたいと思います。

まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で、7つのKの分野への波及効果、1のくだりには、農業のまち士別、合宿の里士別で学ぶ児童・生徒が、基幹産業である農業の本質を学ぶことで、士別が世界的に、国内的に果たす役割を認識し、スポーツを通じフェアプレーの精神や仲間とのきずなを深めることに努めます。特に、若い世代のまちづくりへの参画を促し、ふるさとの魅力を再認識、再発見することで、ふるさと士別に対する愛郷心の醸成を図りますとあり、重要業績評価指標、K P Iとして地域資源を活用した学校教育推進事業が図られております。

その事業内容では、総合的な学習の時間を活用し、小学生が農業についての体験や学習を行うことで農業への理解を深めるとともに、愛郷心の醸成を図るとあり、K P I 農業学習履修時間延べ205時間となっております。この時間増により、ほかの時数への影響は出てはこないのでしょうか。

また、外国語必修により、時間数の確保がただでさえ厳しい現場で、負担増になったり、あるいは詰め込み教育にはならないのでしょうか。

農業学習においては、地域内での土地の借用や地域の先生による指導もあり、一つには開かれた学校づくりの一翼を担ってはいると考えてはおりますが、今後も同様に地域の協力を得ることと、プラスアルファの協力を求めていくのでしょうか。対策があるのであれば伺い、この質問を終わります。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 村上生涯学習部長。

○生涯学習部長（村上正俊君）（登壇） ただいまの御質問にお答えします。

初めに、総合的な学習の時間の活用の現状と今後についてです。

地域資源を活用した学校教育推進事業としての農業学習は、子供たちが農業を通じて命の大切さを学び、農業の持つ子供たちの豊かな心を育む力を教育に生かすこと、また、数カ月にわたる農作物の栽培にかかわって、子供たちの責任感や努力を継続することの必要性や目標に向

かって取り組む大切さなどの社会性の育成を図ること、更に士別の基幹産業である農業についての理解を深め、農産物の生産から加工、流通の仕組みを一貫して学ぶことを目的として実施しています。

農業学習は、平成27年度から各小学校で3年生以上を対象に取り組みを開始しており、各学年で学習内容を定めています。3年生は年間を通しての農作業の体験、4年生は1人1作物のこだわり栽培、5年生は作物の栽培と加工のほか、作物や加工品の販売や紹介の実施、6年生はこれまでの学習を総括的に振り返り、発表し、交流することとしています。

各学校では、作物の収穫後、研究発表会の開催を初め、地域の方を招いての試食会や地域のイベントでの販売など、地域の方々の農業学習を通じた交流活動も実施しているところです。

士別市まち・ひと・しごと創生総合戦略における農業学習では、27年度から全ての学年の指導計画として、35時間を基本に総合的な学習の時間で実施することとしています。加えて、重要業績評価指標、いわゆるKPIを定め、計画年次ごとに数値目標を上昇させ、29年度以降、40時間から50時間に毎年5時間ずつ時数を増やしていますが、他の教科でも農業に関する内容を算入することでKPIに組み込むものとし、総合的な学習の時間を増やすことはなく、今後の外国語への対応もある中で、詰め込み教育にならないよう配慮をしていく考えです。

次に、地域の協力についてです。

農業学習における各地区のみのりの先生には、各学校での授業に際し、生徒に寄り添った実施指導を行っていただいています。みのりの先生には、中士別小学校では中士別ユース、上士別小学校では上士別農業経営者連盟、糸魚小学校ではあさひクラブをお願いしているほか、九十九大学院生など地域内の多くの方々にも協力をいただいているところです。

来年度からは、より開かれた学校づくりとしてコミュニティ・スクールの導入も予定している中で、今後も同様にこうした方々の御協力を得ながら、地域と連携した農業学習を実施してまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 4番 村上緑一議員。

○4番（村上緑一君）（登壇） 第4回定例会に当たり、通告に従いまして一般質問を行います。

受動喫煙防止に向けた取り組みについて伺います。

これまでも幾度か一般質問で取り上げられておりますが、本市の受動喫煙防止対策を更に進めていただくために質問させていただきます。

皆さんも御承知だと思いますが、受動喫煙について触れたいと思います。

受動喫煙とは、たばこを吸っている人が吐き出す煙を主流煙、たばこの先から立ち上る煙を副流煙といいます。その煙を自分の意思とは関係なく吸われることを受動喫煙といいます。喫煙による煙に含まれるさまざまな有害物質があり、副流煙はフィルターを通らないため、主流煙に比べ2倍から、成分によっては100倍以上の多くの有害物質が含まれ、たばこを吸わない人にとって不快と感じられ、涙目、くしゃみ、せき、頭痛などの症状をもたらします。受動喫

煙を受けている方の肺がん、脳卒中などのリスクが上がることとされています。

そこで、受動喫煙防止の啓発と推進についてであります。ホームページや広報、保健指導員などにより啓発、推進を行っていますが、もう一步踏み込んで子供たちの健康を守る上でも、子供たちから発信できる受動喫煙防止の標語、ポスターなども取り組んではどうでしょうか。これについての考えを伺います。

次に、公共施設や民間での取り組みについて伺います。

日本では、2003年に健康増進法で受動喫煙の防止が協力義務化されましたが、それから10年以上たっても、飲食店で41.4%、職場30.9%の人が受動喫煙に遭っています。努力義務の取り組みでは限界がありますが、本市の公共施設において、受動喫煙防止対策、分煙、禁煙の割合と、分煙での喫煙室の考え方を伺い、また、更にこの対策を進めるべきと考えますが、分煙、禁煙についての考え方をお聞きします。また、大企業、中小企業を初め民間での受動喫煙防止の取り組みをどう把握されているのか伺います。

市民の受動喫煙の取り組みとして、自治会の分煙、禁煙の取り組みを調べてはどうでしょうか。これについての考えも求めます。

次に、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの受動喫煙防止対策についてであります。

日本は、世界保健機関、WHOの分類で、世界最低レベルの受動喫煙環境と評価されています。また、国際オリンピック委員会、IOCがたばこのない五輪を目指していることから、2017年10月5日に東京都議会が受動喫煙防止条例を制定しました。

本市でも東京オリンピック・パラリンピックを支えるホストタウンとして、行政と市民が受動喫煙防止を推進していることを示す必要があります。今、私たちの周りでもたばこをやめる人が多くなってきました。また、会議、集会などのときは、喫煙者の分煙のマナーがよいことは喜ばしいことです。これもたばこの健康被害、受動喫煙防止の取り組みの一つの成果だと思います。

市民への普及と理解が進む中、オリンピックの追い風に乗って、東京オリンピックまでに土別市受動喫煙防止条例を制定すべきだと考えます。海外での研究では、受動喫煙防止の整備後、心筋梗塞15%、そのほか心臓病39%、脳卒中19%、ぜんそくなどの呼吸疾患24%などの健康被害を減らすことが証明されています。ぜひ市民の健康促進のために条例制定への協議を進めるべきだと思います。

以上申し上げ、考えを伺い、質問を終わります。 (降壇)

○副議長(谷口隆徳君) 牧野市長。

○市長(牧野勇司君) (登壇) 村上議員の御質問にお答えいたします。

最初に、私から受動喫煙防止の啓発と推進についてと受動喫煙防止条例について答弁申し上げます。公共施設及び民間での取り組みについては保健福祉部長から答弁申し上げます。

現在、本市では、ホームページや広報誌を通じて市民に受動喫煙の防止を呼びかけているほか、企業における健康教育の場などにおいて、保健師が喫煙や受動喫煙にかかわる講話を行う

とともに、国の助成金制度についての周知を図るなど、職場における受動喫煙防止の取り組みを進めていただけるよう取り組んでいるところです。

そこで、子供たちから発信できる受動喫煙防止の取り組みについてですが、子供たちについては、保健体育の授業を通じて、たばこの健康被害や受動喫煙の危険性に関する学習を行っています。また、標語やポスターへの取り組みについてですが、既に防犯や火災、税など多くのコンクールが存在しており、全てに参加することは不可能なことから、各学校において児童・生徒の負担を考慮した上で、取り組みの有無を判断している状況にあります。

したがって、本市としましては、独自に新たなコンクールを実施する考えは現時点ではありませんが、北海道医師会や北海道対がん協会により構成され、北海道も協力団体となっています北海道禁煙週間実行委員会が、毎年5月28日から6月3日までの禁煙週間に合わせ、受動喫煙も含めたたばこの害に関する啓発ポスターのコンクールを行っておりますことから、今後、募集要項などについて小中学校や高校への周知を図ってまいります。

次に、受動喫煙防止条例の制定についてであります。

本年6月の第2回定例会において、松ヶ平議員の御質問にお答えしましたとおり、本市は2020年東京オリンピック・パラリンピックを支えるホストタウンであることから、市民の健康を守ることはもとより、選手が安心して合宿生活を過ごす上でも、行政と市民が一体となって受動喫煙の防止対策に取り組むことが重要です。

また、国におきましても、IOCとWHOが共同で掲げるたばこのないオリンピックの実現に向け、受動喫煙防止対策を進めるべく、健康増進法の改正作業を進めているところですが、法案の提出には至っていない状況です。

現在、本市ではマニフェストである（仮称）健康長寿推進条例の制定に向け準備を進めているところであり、今後、条例制定に向けた策定委員会を設置し、有識者や市民の方にも参画いただくことを予定しておりますので、国の動向も注視しつつ、健康長寿推進条例の策定作業にあわせ、御提言のありました受動喫煙防止条例を含め、本市における受動喫煙防止の取り組みのあり方について協議してまいります。

以上申し上げ、答弁といたします。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 田中保健福祉部長。

○保健福祉部長（田中寿幸君）（登壇） 私から、公共施設及び民間での受動喫煙防止の取り組みについてお答えします。

本市では、現在全ての市の施設において、原則として禁煙の措置を講じており、特に保育所などの児童福祉施設や小中学校及び高校、加えて市立病院を初めとする医療施設につきましては敷地内禁煙としています。ただし、桜丘荘やコスモス苑などの入所施設や、羊飼いの家、翠月やサイクリングターミナルといった宿泊施設などにつきましては、利用者の利便性を考慮し、施設内に喫煙室や喫煙コーナーを設け、施設内分煙としており、公共施設における禁煙と分煙の比率は、おおむね禁煙が9割で分煙が1割となっています。

また、分煙を行うに当たっては、物理的にたばこの煙を遮断することからも、喫煙室の設置が理想であることから、予算や施設の構造上の問題もありますが、可能な限り喫煙コーナーから喫煙室へ転換していくとともに、利用者の負担増とならぬよう配慮しつつ禁煙化を進めてまいります。

あわせて、禁煙施設についても、屋外喫煙コーナーの設置場所について検証を行いながら、非喫煙者が受動喫煙にさらされることのないよう意を配してまいります。

次に、民間企業における受動喫煙防止の取り組み状況についてですが、市内の20事業所に調査を行ったところ、18事業所において施設内分煙を行っており、残りの2事業所については施設内禁煙の措置が講じられていました。このことから、多くの事業所において受動喫煙防止の措置がとられているものと推察いたしますが、今後より多くの店舗についての調査を行い、本市における取り組み状況の把握に努めるとともに、未実施の企業等に対し防止措置の取り組みを求めてまいります。

また、自治会館につきましては、これまで禁煙、分煙に関する調査を行ったことはありませんが、会館の利用については各自治会で利用規約を定め、適切な管理がなされていることから、具体的な取り組みについては各自治会において判断されているものと認識しています。

しかしながら、自治会館においても、健康増進法第25条により、受動喫煙の防止について必要な措置を講ずるよう努めなければならない施設に該当することから、今後利用状況に関する調査を行うとともに、受動喫煙に対する防止対策を講じていただくよう求めてまいりたいと存じます。

以上申し上げ、答弁といたします。 （降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 村上議員。

○4番（村上緑一君） 再質問をさせていただきます。

今回の受動喫煙防止条例には、なかなか制定には前向きな答弁をいただけませんけれども、その健康被害含めて、その啓発を含めて進めていくということなんですけれども、やはり市民というか、中小企業を含めて、自治会含めて、そういう形の、今どういう形で分煙、禁煙が行われているのかをやはり把握するべきだと思うんです。そういう今の市民の動向を行政が把握して、それに向かってどう対応するかが、やはり方向が決まると思うので、そういう形の調査を含めてぜひ行っていただきたいんですけれども、中小企業、大企業含めて、ちょっとお考えをお聞きしたいんですけれども。

○副議長（谷口隆徳君） 田中部長。

○保健福祉部長（田中寿幸君） 再質問にお答えいたします。

答弁でも申し上げましたとおり、一部分の企業等について調査を行ったところでありまして、自治会についてはまだ調査を行っておりませんので、今後より多くの企業、あるいは自治会に調査を行って、そして必要に応じてその防止対策を講じていただけますように求めてまいりたいと考えています。

以上です。

○副議長（谷口隆徳君） 村上議員。

○4番（村上緑一君） ぜひ、前回も松ヶ平議員もそういうことで、地域の実情をやはり把握するということがありましたので、今回2、3回目の質問に当たりますけれども、ぜひその調査を含めてお願いして、私の質問を終わります。

○副議長（谷口隆徳君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君） 村上議員の再々質問であります。先ほど、調査は部長お話ししましたとおり具体的にしていまいます。

それと、私の答弁の中で、私も受動喫煙の防止条例の回答につきましては、その条例を持つのか。今、全道の中で美唄市がこの条例を持っています。中身は精神的な条例の範囲なわけでありまして、やはり市民、各団体だとか行政、それぞれの立場のこともしっかりうたいながら、その条例はあるわけでありまして、今、健康推進条例を、これ仮称でありますけれども、有識者も入れながら平成30年度にしっかり議論をして、この年度の中で作り上げていくということがございますので、そこには当然行政、各団体、市民、それぞれの皆様方がどう健康に留意をしていくのかということで、例えば以前に遠山議員からも質問いただいています。がん防止の関係も含めまして、そういった問題も含めて、健康に関することというのは条例の中でうたっていきたいと思うんです。

その中で、このたばこに関する問題についてもその健康条例の中に組み込むのか、あるいは別枠で、今御提案いただいたように、条例として受動喫煙のものを作り上げるのか、こういったことについてもその策定委員会の中でしっかり議論しながら、健康に関することでもありますので、ましてや御提案ございましたとおり、松ヶ平議員からも提言ありますが、2020年に向かったそのホストタウンという問題もございますし、御提案の趣旨はもう十分わかってございますので、どういった形で組み入れていくのかも含めまして前向きに検討していきますので、御理解いただきたいと思います。

○副議長（谷口隆徳君） まだ一般質問が続いておりますが、ここで昼食を含め、午後1時30分まで休憩いたします。

（午前11時42分休憩）

（午後 1時30分再開）

○副議長（谷口隆徳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

4番 村上議員。

○4番（村上緑一君）（登壇） それでは、引き続き教育の現状と課題について伺います。

教育の現場ではさまざまな教育問題が発生しております。大きく分類すると、教育を受ける

子供自身の問題と学校教育制度の2種類に分けられます。子供の問題要因では、いじめや不登校、非行、校内暴力などがあり、時代の背景では、学校裏サイトやLINEの陰湿ないじめが多発してきています。子供の異常などを敏感に感じとり、子供と寄り添い、家庭でも学校でも早い対応が必要であります。開かれた学校運営を進める上でも、教育委員会、学校、家庭への危機管理の連携をより一層進め、子供たちが笑顔で通える学校づくりを進めていただきたいと思います。危機管理の考えを求めます。

次に、学力テストの学力向上についてですが、道教育委員会は全国学力学習状況調査、全国学力テストの地域別分析結果を公表しました。札幌など大都市、中核都市での小学生の国語Bと中学生の全科目が全国平均を上回った一方、全国平均より最大7.6ポイントも低い地域もあり、学力の地域格差が改めて浮き彫りになりました。

上川地方では、多くの地域で小中学校の全科目が全国平均を下回っています。そこで、本市の学力テストの公表の中では、平成28年、29年との比較では学力の向上が見受けられましたが、まだ全国平均の学力には至っておりません。学力向上にはいつまでに達成するかという数値目標を立てる必要があります。今回の学力テストを踏まえ、どう学力の底上げを図るのか伺います。

また、私は平成26年、27年、28年に学力テストの公表を提案してきましたが、公表には前向きではありませんでした。平成28年の秋に初めての公表に至ったことは大変喜ばしいことだと思います。公表を前向きに考え、より一層の学力向上に向けた取り組みをお願いします。

次に、学習状況調査では、都市部と町村部の教育環境の差があり、家庭学習の時間に課題があるとされておりますが、本市での調査ではどのような課題があり、対応を図る考えかをお聞きします。

次に、授業改善推進チームの活用事業についてであります。

今までも、児童・生徒の学力向上のためには成績上位常連県の学習指導法を参考に学ぶべきと提案してきましたが、今回の推進チームで事業の改善が図られ、学力向上につながればよいと思います。この活用事業を受けた経過と目的について伺います。

次に、2020年から新たな学習指導要領での学校教育が始まります。小学校で英語教育が拡充され、IT社会向けのプログラミング教育も始まり、全教科で課題の発見、解決に向けた主導的、共同的な学びのアクティブ・ラーニングが導入されます。目まぐるしい教育改革が進み、英語教育の拡充、道徳教育は教科書を使う教科となります。読み、書き、計算の基礎学力向上のために、現場での効率的な対策が欠かせません。これについての考えを伺います。

次に、学校教育の推進の中で、平成30年から学校運営協議会制度、コミュニティ・スクールの導入、平成30年から4地区、平成31年から市内全域で導入を図ろうとしていますが、農村地域では昔から学校と地域や保護者が力を合わせて学校運営に今も取り組んでいますが、あえて今コミュニティ・スクールを導入するに至った考えを伺います。

最後になりますが、新中峰教育長の教育行政への考えについて伺います。

地方教育行政の法律改正後、本市でも教育委員長制が廃止され、首長の教育への意向が反映される制度となり、教育長職へのより一層の重圧があると思いますが、オリンピック選手で教育長になられる方は全国でも少ないと思います。現場で培われた貴重な体験を本市の教育行政に生かし、課題である学習環境を整え、学力向上を目指し、新しい学習指導要領にも対応できる学校教育に力を注いでいただきたいと思います。

以上申し上げ、私の質問を終わります。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 中峰教育長。

○教育長（中峰寿彰君）（登壇） ただいまの御質問にお答えいたします。

最初に、私からコミュニティ・スクールと教育行政全般に対する考え方について答弁申し上げます、学校現場における諸課題への対応、全国学力学習状況調査、授業改善推進チーム活用事業、新学習指導要領への対応については生涯学習部長から答弁申し上げます。

初めに、コミュニティ・スクールについてです。

コミュニティ・スクールは、保護者、地域住民、教職員等で構成される学校運営協議会を設置した学校において、学校と地域が連携しながら教育活動の改善や充実に向けた取り組みを推進するものであり、本年4月の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正によって努力義務化されました。この仕組みによって、学校が抱える課題の複雑化や困難化などへの対応が進むとの期待から、各地で導入が進みつつあります。

本市においては、来年4月に上士別、多寄、温根別、朝日の4地区において導入する計画であり、平成31年度には中央市街地区の学校においても導入の予定です。来年度の導入に向けて、4地区においては現在教職員やPTA、自治会、同窓会、地区公民館などの役員で構成するコミュニティ・スクール推進委員会を設置し、先進地視察なども実施しながら準備、検討を進めているところです。

本市の各学校区下では、これまでも地域の理解と協力のもとに子供たちの学習活動の充実が図られてきたところであり、とりわけ農村地区に位置する小規模校においては、その連携と取り組みは子供たちの育みに大きな力となってきました。こうした実績も踏まえ、今後は更に連携を強固なものにしようとするものであり、具体的には、学校長が示す学校運営の基本方針や教育活動に対し、学校運営協議会が方針の承認のほか、意見やアイデアを示し、それらの声の反映などによって、地域と一体となった特色ある学校づくりを進めていくものです。

こうしたことから、コミュニティ・スクールの推進によって、これまで以上に地域の中の学校としての位置づけのもと、地域で子供を育むという機運の醸成を図っていく考えです。

次に、私の教育行政全般についての基本的な考え方について申し上げます。

本市では、これまでも牧野市長のマニフェストに掲げられた子育て日本一や健康長寿日本一などの基本的な方針のもとで各種施策を進めており、子どもの権利に関する条例の制定を初め、その実践活動の一つでもある子ども議会や子ども夢トークの実施、農業学習の導入、あるいは九十九大学の充実や大学院設置などに取り組んできました。

現在本市では、平成30年度を初年度とするまちづくり総合計画の策定作業を進めていますが、本計画の基本構想におけるまちの個性の一つに掲げた生涯学習のまちのあり方として、私は子供が元気、高齢者が生き生き、あらゆる世代が健やかで心豊かに学び続けるまちを旗印にしたいと考えています。そのためにも、まずは本市の教育大綱を基本に、学校教育、社会教育、スポーツ、文化芸術、環境整備の各分野について、一つ一つの取り組みを着実に進めることが肝要であると捉えており、これら各項目についての主な考え方について申し上げます。

まず、学校教育においては、子供たちが生きる力を身につけていくためにも、みずから学ぶという気持ちを育み、学ぶことの喜びを感じられる教育を目指していく考えです。

また、基礎的な体と心の成長を図る中で、人に優しく自分を大切に、未来を見据えて夢と目標に向かう子供の育成に努めてまいります。

社会教育においては、生涯を通じた主体的な学びが展開され、その成果を地域の中で生かしていく機運の醸成に努めます。

スポーツの分野においては、健康や体力増進はもとより、感動や勇気を与えるスポーツの魅力を多面的に理解し、自分なりの楽しみ方で実践する市民皆スポーツの推進を図ります。

また、心に潤いと豊かさを与える文化芸術が一層身近な存在となり、そのすばらしさが日常生活においても感じられる風土づくりを目指します。

そして、これらの実現に向けても推進体制を含めた環境の充実が必要であり、各種施設や設備の整備はもとより、家庭、地域、学校、関係機関や団体の相互理解と信頼関係の構築に努め、さまざまな主体の連携によって地域力が発揮される基盤づくりを進めてまいります。

9年2カ月間にわたって教育長を務めてこられた安川登志男氏の勇退のもと、私が後任として任命を受けてからはや1カ月半を迎える中で、新しい教育委員会制度における教育長としての役割も含めて、その重責を改めて実感しているところです。これまで歴代の教育委員長や教育長を初め教育委員や職員、更には各学校の教職員や各機関、団体の皆さんが、子供たちや市民の幸せを願い、情熱を持って築き上げてきた歴史と伝統、更にそこで培われてきた文化は極めて重く大きなものであり、今、そして後世にしっかりと継承していかなければなりません。

その一方で、人口減少や少子高齢化、グローバル化の進行など社会環境が大きく変化している今日にあって、将来を見据えた新たな発想や取り組みも必要です。今こそ市民憲章に掲げられているとおり、屯田の開拓精神を持ってチャレンジしていく気概も必要と考えています。

こうしたことから、教育委員会の進めるさまざまな事業や事務業務にあっても、継承すべきものはしっかりと継承し、変えるべきところ、変えていくことが望ましいものは、一歩先を見据え、勇気を持って変えていくとの姿勢のもと、常に前向きに取り組んでいかなければなりません。その先頭に立つ者の一人として、誠心誠意、切磋琢磨を信条に努力してまいりますので、多くの皆様の叱咤激励とお力添えをお願い申し上げます。

以上申し上げます。答弁といたします。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 村上生涯学習部長。

○生涯学習部長（村上正俊君）（登壇） 私から、学校現場における諸課題への対応や全国学力学習状況調査などについてお答えします。

現在、各学校での教育の現状や諸課題等については、日常的なかかわりの中でその把握に努めているほか、毎月の校長会、教頭会において情報や対応の共有化を図っているところです。

また、いじめや不登校など生徒指導上の事案が発生した場合には、学校と家庭が連絡を合い、状況の把握やその対応策について共有するとともに、初期段階で学校から教育委員会へ報告があり、必要に応じて詳しく事情を聞き取り、関係機関との連携のもと、学校、家庭と教育委員会がそれぞれの役割を果たしながら解決に向けた対応を進めています。

今後も教育委員会職員が学校を訪問する機会を増やすなどして、日常的な情報交換をより一層深め、学校の課題に迅速に対応できる体制づくりに努めます。

次に、全国学力学習状況調査についてです。

本調査における本市の学力等の分析結果については、昨年度から市内全体の数値結果を公表しています。公表に当たっては、調査の結果から明らかになるのは学力の一分野であることを踏まえた上で、目的が子供の学力や学習状況を把握するための目安であって、学力傾向を明確化することにより、地域社会と家庭、学校が一体となって子供たちのよりよい教育環境を整備することができるかと判断したところです。

分析結果を踏まえた今後の学力向上のための方策については、児童・生徒の基礎的な知識の習得や、それらを活用して解決するための思考力、判断力、表現力の育成に向けて、複数の教員により教科を指導するティーム・ティーチングや、理解度に応じてグループ別学習を行う習熟度別指導を取り入れるなどして基礎学力の底上げを図る取り組みのほか、授業の初めに目標を示し、最後に学習を振り返る活動を確実にを行うなど、日常の授業改善を図り、児童・生徒の学力向上と先生の授業力向上に努めていく考えです。

また、本市の児童・生徒の家庭学習の時間は、昨年度より改善してはいるものの、全国、全道平均と比較すると少ない傾向にあります。各学校においては、家庭学習の手引の作成、配布のほか、児童・生徒が取り組んだすぐれた家庭学習ノートの掲示などにより、家庭学習の仕方をわかりやすく示すなどの取り組みを進めています。

御提案の数値目標については、調査の結果が学力の一分野であることや、毎年調査を受ける児童・生徒が異なることなどから、学力テストの点数を目標にすることはいたしません。学力向上には子供たちに家庭学習をしっかり習慣づけることが重要であることから、教育委員会としては、北海道教育委員会が作成した望ましい生活習慣の定着に向けた資料を学校に配布するほか、チャレンジ寺子屋などを通して、子供たちに家庭での学習習慣をしっかり定着させることを目指します。

次に、授業改善推進チーム活用事業についてお答えします。

本事業は、道教委の指定により豊富な経験や実践的指導力を有する教員3名がチームとなり、1週間を単位として同一の学校に勤務し、集中的にティーム・ティーチングを行い、全ての学

級で授業改善を図る取り組みです。昨年度から上川教育局との協議を重ね、士別小、士別南小、士別西小の3校において教員1名ずつが増員され、4月から実施しています。

学校からは、経験豊富な教員からの助言を受け、ともに授業をつくることで授業が改善されている、先生方の授業改善への意欲が高まっているとの評価があり、先生の授業力向上により児童の学力向上につながる取り組みとして今後も継続する考えです。

次に、新しい学習指導要領への対応についてお答えします。

次期学習指導要領は、小学校では平成32年、中学校では33年から施行されることとなっており、各学校においては教育課程編成の準備を進めています。

教育委員会としては、文部科学省や北海道教育委員会からの通知等を各学校に周知しているほか、上川教育局の指導主事などを講師に招いた研修会の開催、主体的、対話的で深い学びについて理解を深める各種研修会への参加を奨励するなどして、次期学習指導要領への移行をスムーズに進めることができるよう取り組みを進めています。

とりわけ小学校においては、次年度から中学年で外国語活動、高学年で外国語科を先行実施することから、現在、道教委の指定により実施している小学校外国語活動巡回指導教員研修授業を活用するほか、今年度中に市独自で小学校教員を対象とした外国語指導の研修を実施するなどして先生の指導力向上を目指します。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 3番 大西 陽議員。

○3番（大西 陽君）（登壇） 通告のとおり、5項目について一問一答方式で一般質問を行います。

最初に、インフルエンザ予防接種費用の助成対象の拡大について伺います。

インフルエンザはインフルエンザウイルスによって起こるウイルス性呼吸器感染症で、高熱などの症状と感染力が強く、短期間に乳幼児から高齢者まで年齢を問わず多くの人が感染しますが、特に乳幼児は初感染であることが多く、成人に比べて高齢者と同じく重症化しやすいとされており、毎年冬期に流行が多く、学級閉鎖や高齢者施設の施設内での流行の原因となっており、厚生労働省は、今年度の流行に備えインフルエンザ総合対策を取りまとめ、国や地方自治体が対策に取り組むとともに、インフルエンザに関する情報を提供し、適切な対応を呼びかけております。

インフルエンザを予防する方法として予防接種は最も有効で効果が高いとされており、予防接種を受けることで発症をある程度抑える効果や、ウイルスや細菌による感染が起こった場合にも、抵抗力をつけて重症化を予防する効果もあり、そのほかにも日常的に小まめな手洗いと手、指の消毒、うがいを行うこととあわせて、マスクの着用を心がけることも大切とされております。

本市では、インフルエンザ予防接種費用の一部を、国の予防接種法に基づく定期接種の対象となる65歳以上の方及び60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓、呼吸器の機能に障害があり、

日常生活に制限を受ける方にも要領を定め助成を行っていますが、生後6カ月以上で13歳未満までは2回の接種が推奨されており、対象の子供がいる家庭では負担が多いことから、現行制度に加え、助成対象の拡大を検討する必要があるのではないのでしょうか。

本年10月4日に行われた子ども議会で、同趣旨の質問に副市長の答弁で、実行できるよう前向きに考えたいとしておられました。本市は市長のマニフェストで子育て日本一を目指していることもあり、現在30年度の予算編成作業を行っていますので、新たな政策として新年度からの実施に向けて取り組むべきと思いますので、見解を伺ってこの質問を終わります。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 大西議員の御質問にお答えいたします。

インフルエンザは、ワクチンを接種することで感染の予防や発病した際の重症化による合併症の併発や死亡する危険性を抑えることが可能な感染症でございます。以前には、インフルエンザの流行を抑制するために子供に対する集団接種も実施されていましたが、ワクチンの有効性に対する疑問や、ごくまれに接種による副反応により健康被害を生ずる事例が発生したことなどから、平成6年に予防接種法が大幅に改正され、インフルエンザワクチンの接種については定期接種から任意接種へ変更となりました。

その後、高齢者施設において、インフルエンザを発病したことにより入所者が死亡するケースが相次いだことや、高齢者のワクチン接種による発病、死亡の阻止率が高かったことなどから、国は13年に再び予防接種法を改正し、65歳以上の高齢者と一定の障害を有する60歳以上65歳未満の方についてのみ定期接種とすることとなった経緯があり、本市におきましても、国と同様に13年から要綱を定め、定期接種を実施しているところです。

そこで、子供に対するインフルエンザワクチンの接種についてですが、17年3月の予防接種に関する検討会中間報告書において、発病及び重症化を防止するための有効性は限定的であり、個人の判断で任意に接種を行うべきものとの結論が出されたことにより、定期接種化が見送られた経緯がございます。同報告書によれば、1歳から6歳未満の幼児におけるワクチンの有効性はおおむね20%から30%とされており、大人の有効性が60%から90%であることと比較して、有効性の限界が示唆されていました。

しかしながら、23年より乳幼児に対するワクチンの接種量が変わったことで、従来よりも高い効果が期待されることとなり、実際に27年から28年のシーズンにおける有効率は60%との報告があり、発病後の重症化や死亡の予防についても一定の効果があるとされています。また、世界保健機構では、インフルエンザの発症及び重症化を防ぐ最も有効な手段としてワクチン接種を推奨しています。

インフルエンザワクチンは通常1シーズンに1回の接種ですが、年少児については1回に接種できるワクチン量が少なく、十分な免疫が得られないことから、国では生後6カ月以上13歳未満の子供に対し原則2回の接種を勧めています。接種に係る費用については、土別市立病院においては、本年度1回につき2,700円、2回の接種では5,400円となり、市内の個人病院につ

きましてもほぼ同額で接種が行われています。

インフルエンザワクチンの接種費用につきましては、全てが自己負担となることから、特に多子世帯においては経済的負担も大きいものと思われます。したがって、子育て日本一を目指す本市としましては、子育て家庭の経済的負担を軽減するとともに、インフルエンザの感染拡大を防ぐことで学校閉鎖や学年閉鎖を未然に防止し、子供たちが安心して学校生活を送れるよう、13歳未満の子供について1回分の予防接種に相当する額を助成するべく、30年度からの実施に向け準備を進めてまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 大西議員。

○3番（大西 陽君）（登壇） 最近マスクをしている方が増えております。インフルエンザの有効な予防に心がけることが必要であります。

次に、鳥獣被害防止特措法に基づく士別市鳥獣被害防止計画について伺います。

国は、農山漁村地域において鳥獣による農林水産業の被害防止のための施策を総合的かつ効果的に推進をし、農林水産業の発展及び農山漁村地域の振興に寄与することを目的に、平成20年2月に鳥獣被害防止特措法を制定して、特別交付税の拡充や補助事業による必要な財政支援と人材確保などを進めております。平成24年、26年度に所要の改正を行い、更に28年度の改正では、鳥獣被害対策実施隊の設置促進、体制強化の規定を新設をし、捕獲した鳥獣のジビエとしての利用等の推進を明記をしております。

本市においても、本法に基づき、対象鳥獣をエゾシカ、ヒグマ、アライグマ、カラス類、キツネとして、計画期間を28年度から30年度までの第3次士別市鳥獣被害防止計画を策定して被害対策に取り組んでおります。

計画書に記載された27年度の被害状況は、エゾシカが水稻を初め、小麦、デントコーン、ビート等の被害面積が391.9ヘクタール、被害金額で4,415万6,000円、ヒグマで、デントコーン、スイートコーンで22.4ヘクタールで被害金額1,818万1,000円、アライグマが、ビート、カボチャ、スイートコーンで1ヘクタール、金額で73万5,000円、カラス類が、カボチャや野菜等の0.9ヘクタールで109万9,000円、キツネが、スイートコーン、野菜等の4.2ヘクタールで119万2,000円の合計で420.4ヘクタール、被害金額6,536万3,000円となっております。

そこで、28年度の被害状況と29年10月までの捕獲頭数をお知らせいただきたいと思えます。更に、30年度の被害軽減目標値を示していますが、現時点で達成見込みをどのように捉えているのか伺います。

次に、捕獲体制の整備についてですが、平成25年度に鳥獣被害防止特措法に基づく鳥獣被害対策実施隊を設置して、隊員を市内在住の一般社団法人北海道猟友会士別支部の会員を任命をしていますが、現在、狩猟者の高齢化が進んでおり、今後の課題として担い手が不足することが予測をされております。計画では狩猟免許取得助成金制度を継続するとしていますが、今後、専従者を配置するなどにより効果的な新規狩猟者の育成を検討すべきだと思えますが、この見

解を伺います。

次に、最近ヒグマの目撃情報が多くなっており、農作物被害はもとより人身被害も危惧されております。計画では、特に農作物被害が多い地区には箱わなの設置を行い、そのための箱わなを増大し、アライグマも個体数の増加に備え、箱わなの増大と捕獲体制の拡充を行っていきとじていますが、箱わなをそれぞれの程度増大する考えなのか、捕獲体制の拡充とは具体的にどのように取り組むのかお聞かせください。

次に、有害鳥獣捕獲奨励金について伺います。

29年度は、エゾシカで有害捕獲業務委託費として1頭当たり1万円、ヒグマ捕獲奨励金として、本市から1頭当たり3万円、士別・朝日中山間から2万円となっておりますが、広域で被害防止に取り組むのがより効果的であり、和寒町、更に剣淵町とも統一をすべきだと思いますが、この点についての見解と現状についてお伺いをいたします。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 井出経済部長。

○経済部長（井出俊博君）（登壇） ただいまの御質問にお答えします。

初めに、平成28年度の被害状況についてです。

本市における主な有害鳥獣による農作物被害は、エゾシカによって、250.6ヘクタールの農地で約4,200万円分の被害が発生しており、ヒグマでは、20.6ヘクタールで約3,000万円、アライグマは、2.7ヘクタールで約100万円、カラス類は、2.4ヘクタールで約100万円、キツネでは、4.6ヘクタールで約100万円となり、合わせて280.9ヘクタールの面積に対して約7,500万円に上る被害が発生しております。

また、29年度の有害鳥獣捕獲頭数については、11月末現在でエゾシカが717頭、ヒグマが36頭、アライグマが55頭となり、前年度の同時期と比較すると、エゾシカは同頭数であるものの、ヒグマは約6倍、アライグマでは約4倍に捕獲頭数が増えている状況にあります。

そこで、本市の第3次鳥獣被害防止計画で定めている目標値の達成見込みについてです。

本計画では、目標年度を30年度に設定するとともに、27年度の実績に対して総被害面積は294.1ヘクタール、被害総額では4,575万1,000円まで減少させることを目標値として示しており、この目標値と28年度の実績等を比較すると、被害面積は達成しているものの、被害額については拡大している状況にあることから、引き続き有害鳥獣対策を進めることが重要であると考えております。

次に、捕獲体制の整備についてです。

本市では、ヒグマ出没時の緊急的な対応及び箱わなの管理、禁猟期におけるエゾシカ駆除等について、一般社団法人北海道猟友会士別支部に委託するとともに、有害鳥獣被害防止特別措置法において位置づけられている鳥獣被害対策実施隊を設置しております。本年度はこの実施隊の隊員として、市内在住で猟銃の免許を保有する猟友会士別支部の会員25名を任命しており、実施隊によるエゾシカの可猟期の一斉捕獲活動や、講習会を開催することで捕獲技術の習得や向上を図っております。

一方、議員からお話しのとおり、狩猟者の高齢化が進む中で、担い手の確保は大きな課題であることから、23年度より散弾銃等の第一種銃猟及びわな猟の免許取得に対する助成を実施しており、本年度においては、20代の男性1名が銃の免許取得に当たって本助成制度を活用しているとともに、新たに女性1名が銃の免許を取得に向けて活動を進めているとお聞きをしているところです。

有害鳥獣の駆除に当たっては、銃による捕獲時間が日の出から日没までと限られていることから、専従的に活動することでより効果的、効率的な駆除につながりますが、現在の猟友会会員内でも農業や民間企業での職務等を持っている方も多い現状にあります。狩猟は有害鳥獣による被害防止等の公益的な役割もある一方、高度な専門的知見を要するとともに、銃による捕獲技術の習得には長い年月が必要ともお聞きしているほか、嗜好性が高い面もあることから、現時点では専従者を配置するのではなく、免許取得の助成制度の周知や猟友会士別支部との連携により、今後の担い手の確保を図ってまいります。

次に、捕獲体制の充実についてです。

ヒグマは近年目撃情報が増加傾向になる中、特に本年度については目撃情報が前年度と比較して大きく増加しており、農業被害を初め、住民の安全・安心な生活に大きな懸念を与える状況にあるほか、アライグマにつきましても本年度から捕獲頭数及び捕獲エリアが拡大しております。

このような中で、ヒグマの駆除に有効である箱わなについては、昨年度に2台増設するとともに、本年度も老朽化した箱わなの補修を行うことで計13台の箱わなを活用しており、アライグマ用の箱わなにつきましても本年度に3台増設し、計65台を活用しているところです。

今後においても、ヒグマ及びアライグマの増加による農業被害等の拡大が懸念される状況にあることから、猟友会及び関係団体とも連携、調整した中で、必要に応じた箱わなの増大を進めていきたいと考えております。

次に、有害鳥獣捕獲奨励金についてです。

本市では、鳥獣被害による農作物被害を防止するため、禁猟期におけるエゾシカ駆除業務について、1頭当たり1万円を猟友会士別支部に委託料として支出しており、ヒグマについても、市内に在住する狩猟者が捕獲した場合に1頭当たり3万円の奨励金を支出しております。このような中で、エゾシカによる農作物被害については、これまでの捕獲活動や中山間等直接支払制度による電気牧柵設置等の取り組みにより、一定の効果があつたものと考えています。

一方で、ヒグマについては、農作物被害の拡大とともに、特に本年度は民家付近での目撃等が増加して、地域での安全・安心な生活の確保に懸念が生じたことから、本市による1頭当たり3万円の奨励金のほか、士別市及び朝日町の各中山間農業農村活性化協議会においても緊急的に1頭当たり2万円の助成を上乘せしている経過があり、近隣の名寄市及び剣淵町、和寒町においては、ヒグマの捕獲奨励金として1頭当たり5万円を助成しているとお聞きをしております。

有害鳥獣の駆除は、農作物被害の軽減や安全・安心な生活環境の確保のため重要な施策の一つであり、今後においても財政的な視点を踏まえつつ、猟友会士別支部及び関係団体とも連携を図りながら、本市の有害鳥獣による被害防止に努めてまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 大西議員。

○3番（大西 陽君） 2点再質問させていただきます。

まず1点目は、ヒグマが11月末現在で前年対比6倍。箱わなの件でお伺いしますけれども、補修をして、全て含めて13台ということでありますけれども、果たしてこの6倍にも増加したヒグマに対応するべく、箱わなの数はこれで適正なのかどうかを伺いたいというのが一点。

もう一点、奨励金ですけれども、先ほど申し上げたように移動する動物ですから、少なくとも1市2町で一定程度単価を合わすべきではないかというのが質問の趣旨であります。

それで、ヒグマについては、士別・朝日の中山間の2万円をプラスして、同じ剣淵、和寒とも5万円、同じ金額になるわけですが、エゾシカについてはかなり差があると。士別は1万円ですが、和寒、剣淵についてはこれ以上の奨励金を出していると。この辺の見解をお伺いしたつもりなので、この2点について改めてお聞きをしたい。

○副議長（谷口隆徳君） 井出経済部長。

○経済部長（井出俊博君） 再質問にお答えします。

今お話のあったとおり、今年は6倍で、捕獲頭数も36頭というような中でのヒグマの捕獲になっておりまして、箱わなの今の充足率というか、充足しているかどうかというような話になりますが、この部分については、今猟友会のほうに委託をしながら進めている中では、今のところ13台というような形ではありますけれども、今後、これがこういったような出沒の状況になれば、当然この部分については、更にまた整備をしていかなければならないというふうに考えているところではあります。

それから、エゾシカの部分の奨励金の関係ですが、今議員お話のとおり、士別市は1万円ですが、名寄はちょっとあれですが、和寒、剣淵についてはまだこれよりも高い金額が設定をされています。和寒町については国等の補助を含めて3万8,000円、剣淵町については2万5,000円というような状況になっています。

本市については1万円というような状況ではありますが、この金額を合わせるか合わせられないかというのは、やはり地域的なものもありますし、例えば士別でいいますと、士別市全体で1,000平方キロメートルを超える面積、また和寒については220平方キロメートル、剣淵については130といった全体的な大きさ、それから、捕獲されている頭数も、本市では1,000頭前後が毎年とれるわけですが、和寒町では年間160頭前後、剣淵町では100頭前後というような捕獲頭数のこともあり、また、財政的なところも含めながら、この金額については設定をしていかなければならないのかなというふうに考えております。

今後、状況については、逐一周りの中も確認をしながら進めてまいりたいというふうに考え

ますが、今の捕獲の状況でいきますと、この金額で当面は行きたいなというふうに考えている
ところでは。

以上です。

○副議長（谷口隆徳君） 大西議員。

○3番（大西 陽君） 要するに、エリアの問題だとか捕獲頭数の問題ではないというふうに思う
んです。1頭当たり幾らですから。今後、当面この1万円でいくということであれば納得でき
ません。それで、急に増額するといってもなかなか大変だというふうに思いますけれども、予
算措置も含めて検討すべきだと思います。この点についていかがですか。

○副議長（谷口隆徳君） 井出部長。

○経済部長（井出俊博君） 再々質問にお答えします。

当面というようにお話をさせていただきましたが、議員のお話もありますので、この部分に
ついては今後の駆除の全体の計画、または全体を通して考えてまいりたいというふうに思いま
す。

以上です。

○副議長（谷口隆徳君） 大西議員。

○3番（大西 陽君）（登壇） 次に、大和牧場の基盤強化について伺います。

市営大和牧場は、大家畜生産における主要コストの低減と労働力の削減及び家畜の健康増進
の役割を担い、地域の酪農、畜産の振興、発展に寄与する目的で、昭和49年から56年にかけて、
国営草地開発事業により、基本施設として草地造成、道路、雑用水施設の整備を行い、更に、
附帯施設として隔障物、看視舎、格納庫の建設を、総事業費約20億円で本市の公共牧場として
建設をしております。昭和54年から放牧の開始を行い、平成9年には運営形態を見直して旧J
A士別市に業務委託をしております。その後、広域合併により発足したJA北ひびきを指定管
理者として、本来の役割に沿って現在運営を続けております。

運営形態の見直し以降20年間で、乳用牛1万6,120頭、肉用牛1,402頭、馬が852頭の預託を
受けていることから、公共牧場に対する酪農家及び畜産農家の信頼度が高い状況で推移をして
おります。しかし、現在、草地の経年化や施設の老朽化により、改修等による改善が喫緊の課
題となっていることから、現在策定中の次期総合計画に明記をして、年次計画で草地更新と隔
障物、雑用水施設、牛衡器の改修に取り組むことが必要と考えます。特に雑用水については、
湧水や増水による修繕に毎年多くの費用を要しているようであり、牛衡器についても現在故障
をしている状況で、早急な対応が必要と聞いております。

本市では、現在乳用牛が約4,800頭、肉用牛が約1万2,000頭飼育されていますので、大和牧
場を有効かつ効率的に利用することが本市の酪農、畜産の振興につながるのではないでしょ
うか。そのためには基盤強化の前向きな取り組みが必要と考えますので、このことについての見
解をお伺いして、この質問を終わります。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君）（登壇） ただいまの御質問にお答えいたします。

市営牧野である大和牧場は、夏の期間、畜産農家の乳用牛や肉用牛などを預って放牧飼育することで、優良家畜の増産及び畜産農家の労力補完、設備投資費の負担軽減を図ることを目的として設置しており、近年では平成27年度に720頭、28年度には653頭、29年度には644頭の乳用牛及び肉用牛を受け入れているところであります。

そこで、基盤強化に向けた具体的な方策についてです。大和牧場の施設維持に当たっては、昭和62年度から平成4年度にかけて、公共育成牧場整備事業を活用して、平たんな牧草地である約280ヘクタールを耕起及び土壌改良を行って播種する、いわゆる草地更新を施工しております。また、事業実施後においても、牧草地の表層部に溝をつくって牧草を播種する簡易更新について定期的を実施するとともに、適宜肥料や除草剤散布などを行うことで優良な放牧地の維持確保に努めてきたところでもあります。

牧草は多年草であり、草地更新を行うことで複数年にわたり利用が可能であるものの、大和牧場の牧草地は草地更新から20年以上を経過していますことから、夏以降の牧草の成長力の減少や雑草の増加が進んでおり、更には放牧飼育に必要不可欠である雑用水施設の老朽化も大きな課題となっているところであります。

こうしたことから、現在、放牧地の草地更新及び雑用水施設等の施設整備に関する補助事業の活用とあわせ、事業が採択されるまでの緊急的な対策として、雑用水設備の補修や家畜の体重を計測する牛衡器の導入を検討しているところであります。

大和牧場の計画的な基盤強化は、農業を基幹産業とする本市にとって畜産振興につながる大きな役割を担っていると認識しておりますが、一方では、事業実施による市の負担が多くなる面もありますことから、財政状況を勘案した中で、総合計画に盛り込むことも含め、引き続き検討を進めてまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 大西議員。

○3番（大西 陽君）（登壇） 次に、閉校した学校施設の管理状況についてお伺いします。

少子化の影響等で閉校となった学校が全国的に多くなっております。その中で、活用方法が決まらずに遊休施設となっている学校施設を持つ地方自治体は、その対応に苦慮しているのが実態であると思えます。

本市もホームページで旧武徳小学校、下士別小学校、中多寄小学校の活用を募集しており、更に、文部科学省がみんなの廃校プロジェクトで、活用方法や利用者を募集している未活用の廃校施設の情報を集約をして全国に発信をしております。その中で、北海道については対象が47小中高等学校で、その中に旧中多寄小学校が含まれていますが、現時点では利用希望の申し込みはないようであります。

閉校した学校施設は、次の活用が決まるまで、あるいは解体をするまでの期間、施設の安全と景観に配慮した維持管理が必要だと思えますが、以前本議会で私の質問の答弁で、周辺の草

刈りなど、地域の生活環境が悪化しないように適正な維持管理によって環境保全に努めるとしておりました。そこで、耐震基準を満たしていないために解体を予定している施設と、耐震基準に適合していて次の用途が決まるまでの施設と管理方法に違いがあるのか、考え方を伺います。

次に、備品等の整理状況について伺います。

学校には、教職員及び児童・生徒が使用していた机、椅子などを含めた事務備品、図書などを含めた教材や体育用品、子供たちがつくった作品、学校のシンボルであった校旗や各種団体から送られた賞状、更に、学校教育と運営に大きな貢献をされた歴代の学校長や歴代PTA会長の肖像写真など、長い歴史の中で多くの備品及び教材や貴重な資料が残されています。これらは、統合により転校した児童・生徒を初め多くの卒業生はもちろんのこと、地域の人たちにとっても、その一つ一つが思い出のある大切なものであると思います。

そこで、閉校するに当たって、これらの備品等をどのように整理されているのか、また今後整理をしようとしているのか伺って、この質問を終わります。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 中館総務部長。

○総務部長（中館佳嗣君）（登壇） ただいまの御質問にお答えいたします。

最初に、私から閉校となった学校施設の管理方法について答弁申し上げ、備品等の整理については教育委員会から答弁申し上げます。

初めに、閉校した学校施設の管理状況についてです。

平成25年以降閉校となった市内小中学校は4校あり、小学校では武徳、下士別、中多寄小学校が25年3月末で、中学校では温根別中学校が27年3月末でそれぞれ閉校しています。

この間の管理、活用の状況ですが、旧小学校の3校は閉校後の具体的な活用方策が決まらなかったことから、校舎、体育館及びグラウンド等の敷地については市の普通財産として維持管理を継続し、地域の自治会や公共の団体が地域行事やイベント等で使用する場合は無償で貸し出しをしています。

また、旧温根別中学校については、地域住民が組織する各種団体から、健康づくりを目的とした軽スポーツの利用や、地域住民の交流を行う拠点施設として活用要望がありました。それを受けて、市が旧体育館及びグラウンドの無償貸し付けと施設管理に係る光熱水費等の経費の負担を行い、建物内や敷地内の景観維持、清掃等については地域の各団体で組織する運営委員会が実施することで、地域住民との官民連携による施設の利活用を図っています。

現在、市所有の公共施設は、公共施設マネジメント基本計画に基づき、各施設の利用状況や汎用性、耐用年数等を踏まえた上で、再編に向けた見直しや調整を図りながら、目標の達成に向け、まちづくり総合計画実施計画にその具体的な取り組み内容を反映することとしており、策定に向けた作業を鋭意進めているところです。

また、大西議員お話しのとおり、武徳、下士別、中多寄の旧3小学校については、市のホームページや、文部科学省のみんなの廃校プロジェクトに登録するなど、広く活用の方法や利用

者を募集していますが、これまでに利活用の申し込みはない状況です。

そこで、耐震基準を満たしていない施設については、増改築工事や用途変更を行う場合、耐震改修を求められるなど制約も多く、具体的な活用が見込めない施設は、安全性の面からも順次解体する方針です。また、耐震基準を満たしている施設についての利活用に当たっては、改修費用が多額になる場合もあり、将来的な展望に立った慎重な検討が必要となると考えています。

そうした中、現在の旧学校施設の管理状況については、耐震基準に関係なく同じ取り扱いとしており、体育館やグラウンド等は各地域の神社祭典や自治会行事などに活用されていることから、水道設備の管理、電気の保守点検、消防設備点検、浄化槽点検を行ってきています。草刈りなどの周辺環境の管理については、地域の生活環境が悪化しないよう、地域の方々の協力を得ながら、市が必要な経費を負担するなど、連携を図って適正な管理に努めているところです。また、建物本体の維持管理は、閉校後の経年による劣化により改修を必要とする箇所が増えていますが、改修するには多額の費用を要するため、建物の安全性や景観の保持、躯体を維持することができるよう修繕している状況です。

活用の方針が決定するまで、または解体するまでの期間については、これまで同様に地域の行事などに活用していただけるよう維持管理に努めてまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 村上生涯学習部長。

○生涯学習部長（村上正俊君）（登壇） 私から、備品等の整理状況についてお答えいたします。

まず、学校における物品としては、大きく分けると、学校運営にかかわる書類や学校図書、事務用品や机、椅子などの備品類、また、大西議員のお話のように、児童・生徒による卒業制作などの作品や、各種大会の賞状やトロフィーなど記念の品があります。

そこで、学校が閉校する場合の物品の取り扱いについてですが、学校運営に関する重要書類については統合先の学校に引き継いでいます。また、学校図書については、閉校の段階で他の学校の図書担当教諭などに再利用の確認を行っており、更に、平成27年度には旧温根別中学校、下士別小学校、武徳小学校の学校図書を旧中多寄小学校に集め、再度利用の確認を行いました。その後、28年度には集めた図書の分類、整理を行い、各学校の引き取り需要に応えられるようにし、本年度には市立図書館による本のリサイクルフェアに出品するなど、再利用の促進に努めています。

備品については備品登録を解除し、まずは統合先の学校やそのほかの学校で活用可能な物品は再利用しています。その後は、保育所など子供にかかわりのある部署を中心に、教育委員会や本庁部局でも活用の可能性を判断し、加えて学校地区の自治会などにも案内し、物品の利活用に努めているところです。

次に、いわゆる記念の品については、在校生や自治会などを通じ、可能な限り引き取りをお願いしています。また、歴代の学校長やPTA会長の写真についても、現段階では校舎の取り

壊しがなければそのままの状態が残されているところですが、統合先の学校での引き取りや公共施設における保管については、場所の確保や管理方法などの課題もあり、書類など一部を博物館へ収蔵することはありますが、現実的には全てを引き取ることは難しい状況となっています。

本来であれば、閉校後速やかな処分や保管整理が望ましいところですが、校舎の解体が間近となっていない場合、当面の保管場所としている状況もあります。こうした中で、物品等の一部を利活用するために保管状況が雑然としてしまっている状況も見受けられることから、その整理についても必要と考えています。

閉校に当たっては、ほとんどの場合記念誌などを発行し、学校関係者の写真や文書記録などが掲載されているところであり、後の世代に引き継ぐためには実物を補うものとして有効な手段の一つと考えています。

なお、昨年度解体した旧上士別小学校と中学校に関しては、在校生や卒業生の作品引き取り呼びかけのほか、自治会に記念の品を含む物品の再利用などを案内し、その後は1校当たり50万円ほどの費用をかけて廃棄処分を行ったところです。

このようなことから、最終的に処分を行う前には自治会や同窓会など関係者に御案内する中で、引き取り保管の可能性や処分方法などについても協議をさせていただきたく、地域とともに歩んだ学校の歴史を少しでも後世に継承できるよう意を配してまいります。

以上申し上げ、答弁といたします。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 大西議員。

○3番（大西 陽君） 再質問をさせていただきます。

まず、耐震基準に適合している校舎の管理方法ですけれども、特に、中多寄小学校を見ますと雨漏りがしている。これはシートを敷いてバケツを置いている応急処置をしておりました。基本的に活用を予定している学校については、地域の人に聞くと、排水溝が落ち葉か何かで詰まっていて、水が停滞して雨漏りしているということですから、管理の仕方によっては当然防げることだというふうに思います。この見解をまず一点。

それから、もう一つ、12月2日に中士別小学校の閉校式に出席をさせていただきました。116年の長い歴史の中に寂しさが残りますけれども、閉校式が終わりました。来年の3月末で名実ともに閉校になると。その中に、特に感慨深かったのは、児童の代表が校旗を市長に託した。これは子供たち、あるいは地域の人たちがこの学校をここにあって、将来に向かって記憶にとどめる、あるいは記録に残すという思いを市長に託したのではないかという勝手な思いを感じながらその様子を見せていただきました。

中多寄小学校の地域の見学会があって、見学に来た人の話を聞きますと、校旗については職員室の、その方の表現ですから職員室の机の上にはばさっと、いわゆる放置をしてあったと。見かねて地域の人たちと相談をして自分たちの会館に保管をしたと。この点についてどう思うのかというのがまず一つ。

もう一つは賞状、それから団体から送られたものを飾っております。当面の保管場所という答弁ですから、百歩譲って理解しましょう。しかし、肖像写真については、長い間学校運営、それから教育、大きな貢献のあった人たちに敬意を表してその学校に飾られております。これは、全ては無理かもしれませんが、本人にお返しをするか、あるいは故人となられた方については家族にお返しするか、そんな努力は必要でないでしょうかという思いがします。

この2点、回答をいただきたいと思います。

○副議長（谷口隆徳君） 中館部長。

○総務部長（中館佳嗣君） 大西議員の再質問にお答えします。

まず、私のほうからは、耐震基準を満たしている旧中多寄小学校の管理について答弁申し上げます。

まず、中多寄小学校の利活用については、これまで本議会でいろいろな議論がなされ、私どももいたしましたも利活用の可能性について検討を進めてきたところであります。現状、しっかりとした方針が出ていない状況にはありますが、その検討経過の中では、例えばその施設の改修をするに当たっては相当多額の費用がかかるということも大きなネックとなってきたところであります。議員御指摘のとおり、雨漏りももう既に以前から発生をしていて、これも本格的に直すとなると、やはりきちんとした利活用計画がなければ難しいのではないかというような経過もございました。

その中で、例えば雨漏りの原因が、屋上の水がたまってしまうと、そこが雨漏りの原因になったという実態もございました。そういったことから、例えばその排水溝の処理等々については、私どもが普通財産として今管理を受けておりますので、担当職員がその季節ごとにその管理を、実際に落ち葉等の除去等を行ってきているところです。ただ、全てがそういった意味で雨漏りが解消できているかというそういう状況ではありませんので、そういった意味では、その都度の対応策と、修繕ということにはなりますが、今の機能を最低限維持できるような形で維持管理に努めているという状況でございます。

以上です。

○副議長（谷口隆徳君） 村上部長。

○生涯学習部長（村上正俊君） 再質問にお答えさせていただきます。

まず、学校旗の取り扱いにつきましては、学校のほうとその辺の細かな連絡等が最終段階でとれていなかったこともあると思ひまして、その時点で学校のほうにそのまま残されていたというのが現状だと思いますが、ちょっとその机の上に置かれていたという状況は、非常にこちらとしても残念な結果でございます。今後におきましては、地域の方々とその辺の管理方法も含めて当然相談はさせていただきたいと思っております。

それから、残されている肖像写真の関係でございますが、ほとんどのものは記念誌のほうに掲載はされているという状況でございますが、もし近くにおられる方、家族の方でわかる方については、できる限りこちらのほうでも対応させていただければと思っております。

以上です。

○副議長（谷口隆徳君） 大西議員。

○3番（大西 陽君） 校旗についてはまことに残念だという言い方ですけれども、これ配慮が足りなかったということですよ。その辺なんですよ。残念なんて言っている場合ではない。配慮が足りなかったということですから、そういう意味では、恐らく中多寄も同じようなことで校旗を市長にお返しをしたということだったと思うんですが、お返しをした子供たちのことも考えて、これは今後の問題としてしっかり、例えば博物館に移動して保管するとか、その学校の歴史、士別市にこの学校があったということを後世に伝えることも含めて考えてほしいというふうに思います。

この点どうですか。

○副議長（谷口隆徳君） 中峰教育長。

○教育長（中峰寿彰君） ただいまの再々質問にお答えさせていただきます。

大西議員お話しのように、学校という本当に地域のコミュニティーの要素もあり、多くの思い出のあるものが多数、この間、昭和の時代でも多くの学校がどうしても閉じざるを得ないという状況で推移をしてきました。今またここでそういった状況も生まれているわけですが、博物館においても、かつての学校の写真ですとか校歌だとかいろいろなものを記録として、改めてこの10年以前ぐらいからその確認をし調査をし、また整理をしているという状況もあります。

最終的に校旗がどういった形で保管されるのがいいのかというのは、また検討していかなければならないと思いますが、いずれにしても貴重なものであり、やはり先ほど私村上議員の御質問の中でもお答えしましたが、そこはやはりきちんと継承すべきものの一つであると、そういうふうに思いますので、今後、その取り扱いについて、決して扱いとして問題のあるような形ではなく、粗末な扱いをしないと、大切に扱うというようなことで考えていきたいというふうに思います。

以上です。

○副議長（谷口隆徳君） 大西議員。

○3番（大西 陽君）（登壇） 最後の質問ですけれども、基金の管理について伺いたいと思います。

本市の財産であります基金については、地方自治法及び地方財政法に基づき、士別市基金条例を定めて造成、積み立て、運用などの管理を行っております。

28年度の特別会計を含む基金残高が総額で40億円であり、この管理を定期預金と利息のつかない決済性預金で保管をしていますが、その中で、運用益が見込めない決済性預金に預け入れをしている理由の一つとして、平成14年4月からのペイオフ一部解禁により、預金保険法により定期預金は全額保護対象外となりました。ただし、無利息であること、いつでも自由に引き出せる要求払いが容易であること、決済サービスの提供という、これらの3要件を満たす当座預金、決済性預金については、恒久措置として全額が預金保険法により保護されることになり

ました。更に、平成17年4月から従来利子のつく普通預金も決済性預金とみなされていたために、定期預金はペイオフ対象、普通預金はペイオフ対象外となっていました。いずれも保護対象外の全面解禁になったことから、リスク回避の手段として対応をしています。

理由の2つ目は、年度内の一時借入金の利息軽減のために、繰りかえ運用に使う必要な額を決済性預金に預け入れをしております。

基金は市民の財産でありますので、安全で確実な、より効果的な管理が求められます。27年度の決算審査特別委員会で、私の同様の質問に対して、基金条例に定めるとおり一定の運用益を確保するために、安全で有利な有価証券も含めて検討すべきではないかという意見を申し上げました。現時点での基金運用の考え方を改めてお聞かせいただきたいと思います。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君）（登壇） ただいまの御質問にお答えいたします。

現在、本市の基金の状況につきましては、一般会計、特別会計を含む市全体で21の基金を保有しており、市全体の基金残高は、ただいまお話にもございましたように平成28年度決算で約40億円となっているところであります。

基金の運用に当たっては、利率が有利な定期預金での運用を行っておりますが、近年の金利の低下により、運用益は年々減少傾向にあります。また、一時的に歳計現金が不足するときに一時借入金の利息を抑えるため、歳計現金に繰りかえて運用することも行っております。

本市基金の運用規定では、基金条例第5条において、必要に応じ最も確実、有利な有価証券に変えることができるとしているところであり、27年度決算審査特別委員会における大西議員からの御提言も踏まえ、この間、基金の効率的な運用を図る方法として、債権による運用を検討してきたところであります。

債権の運用は定期預金の利率と比べ利回りが大きいことから、高い収益性を確保することができます。その一方で、債権の発行者が破綻した場合には元本が保証されないことや、満期前に途中売却した場合、売却額が購入価格を下回るリスクがあること、更には、歳計現金に繰りかえて運用していた資金を債権運用に回すこととなりますことから、歳計現金が不足し、一時借入金の利息が増加することも想定されるところであります。

これらのことから、安全性と流動性を確保した確実な運用を行えるかどうかという点で検討を重ねてまいりました。そして、本年10月に安全性の確保、流動性の確保、効率性の追求を原則として、資金の運用を行うことを目的とする資金運用基準を策定し、購入する債権の種類については、国債、地方債、政府関係機関債といった公共債に限定することや運用における方法や手続などについて定め、債権の運用に備えてきたところであります。

こうした中、北海道などが12月に市場公募債を発行予定との情報があったことから、現在の基金残高のうち運用可能な額である10億円を上限に、市場公募債による運用について検討準備を進めてまいりました。その中で、証券会社など専門家からの提言も含めて検討した結果、償還率に応じて毎年一定額の元本が戻る定時償還債での運用を行うことによって流動性を確保す

るとともに、金利については長期定時償還債による運用とすることで効率的な運用を図ることといたしました。

このたび、発行者による発行条件が決定しましたことから、北海道30年定時償還債を年利0.724%で9億円、岡山県20年定時償還債を年利0.352%で1億円をそれぞれ今月末に購入する手続を進めているところであります。

なお、今回の運用による利息収益については、総額で約1億円を見込んでおります。市民の財産である基金につきましては、大西議員御提言のとおり、今後においても安全、確実でより効果的な運用が図られますよう努めてまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 大西議員。

○3番（大西 陽君） 以上で終わります。ありがとうございました。

○副議長（谷口隆徳君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

なお、明日は午前10時から会議を開きますので御参集願います。

本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

（午後 3時02分散会）